

第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会次第

日時 令和4年10月9日（日）14時00分～

I. 開 会

II. 審議・報告事項

1. 令和4年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その2）（報告）
2. 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その5）（報告）
3. 令和4年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成（審議）
 - （1）その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事
 - （2）その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事
 - （3）その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事
 - （4）その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事
 - （5）⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事
4. 遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する実施報告書（審議）
5. 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等に関する報告書目次案（審議）
～豊島の高度排水処理施設及び専用栈橋の撤去、遮水機能の解除、処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等～
6. その他
 - （1）豊島処分地の引き渡し時の詳細図面に関する廃棄物対策豊島住民会議と県の合意及び豊島事業関連施設の撤去等検討会の付帯意見への対応（報告）

III. 閉 会

令和 4 年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その 2）

1. 概要

令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業のうち撤去検討会所掌分については、第 14 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4. 4. 15Web 開催）において審議・承認いただき、実施している。以下にこれまでの実施状況を示す。

2. 令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（撤去検討会関係）の実施状況

2. 1 豊島内関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する実施計画の検討

令和 3 年度から豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事を実施しており、これらの工事について、基本計画書及び／あるいは実施計画書*の審議・了承を経て実際の工事を行う。なお、施設番号は第 16 回撤去検討会資料Ⅱ / 4（別紙 1）に記載のものであり、常にこの施設番号を使用する。

※ 実施計画書のみで対応するのは、県が実施する一般土木工事に対してであり、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き」（第 11 回フォローアップ委員会（R3. 3. 25Web 開催））で規定されている。

(1) その他施設（⑥-3 豊島専用棧橋）の撤去工事の進捗状況の報告

上記については、第 12 回撤去検討会（R3. 9. 26Web 開催）にて基本計画書を、第 15 回撤去検討会（R4. 3. 11Web 開催）にて実施計画書を審議・了承いただいております。撤去工事に着手している。現況はⅡ / 2 で報告する。

(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事

上記については、第 16 回撤去検討会（R4. 8. 5Web 開催）にて基本計画書を、第 26 回地下水検討会（R4. 10. 3Web 開催）にて撤去の時期やその対象を審議・了承いただいております。本検討会にて実施計画書をⅡ / 3（1）で審議いただく。

(3) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）、その他施設（⑥-1-1 積替え施設(上部)、⑥-1-2 積替え施設(下部)、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事

上記については、第 16 回撤去検討会（R4. 8. 5Web 開催）にて基本計画書を審議・了承いただいております。本検討会にて実施計画書をⅡ / 3（2）～Ⅱ / 3（4）で審議いただく。

(4) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事

上記については、第 16 回撤去検討会（R4. 8. 5Web 開催）にて基本計画書を、第 26 回地下水検討会（R4. 10. 3Web 開催）にて撤去の時期やその対象を審議・了承いただいております。本検討会にて実施計画書をⅡ / 3（5）で審議いただく。

2.2 第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し

上記については、第16回撤去検討会（R4.8.5Web開催）において、審議・了承をいただいた。

2.3 豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）の撤去完了の確認

上記については、現時点で撤去が完了した施設もあるが、全ての施設の撤去完了後に撤去検討会委員の確認を受け、今後の本検討会に報告する予定としている。

2.4 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する報告書の作成

上記については、本検討会にて目次案をⅡ／5で審議いただき、全ての施設の撤去完了後にとりまとめ、今後の本検討会で審議いただく予定としている。

3. 令和4年度の実施状況（令和4年10月9日時点）

—— 実施の工程 - - - 検討中の工程

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豊島事業関連施設の撤去等検討会の開催						●		●					仮●
豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事		第Ⅱ期工事の実施											
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	1揚水井			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	4新貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑥その他の施設	1-1 積替え施設(上部)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	1-2 積替え施設(下部)等			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3専用栈橋	撤去工事の実施											
	4-2 処分地内道路部(積替え施設周辺)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑦-2 処分地外周からの雨水の集水・排除施設(下流側の排水路)				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑧地下水の観測施設(観測井)				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑩処分地の整地関連(地下水の自然浄化対策の実施期間)、⑥-4-4 導水管呑口部及び⑪地下水浄化関連の改修工事				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		整地工事の実施 改修工事の実施					
第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し						審議							
豊島内関連施設(第Ⅱ期工事)の撤去完了の確認													完了確認
豊島事業関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する報告書の作成											報告書の作成開始		

[参考]. 令和4年度の実施状況 (令和4年8月5日時点)

—— 実施の工程 - - - 検討中の工程

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豊島事業関連施設の撤去等検討会の開催						●	仮●	仮●					仮●
豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事		第Ⅱ期工事の実施											
③その他地 下水の集 水・貯留・ 送水施設	1揚水井			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)					
	3貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)					
	4新貯留トレンチ			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)					
⑥その他の 施設	1-1積替え施設(上部)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	1-2積替え施設(下部)等			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
	3専用栈橋	撤去工事の実施											
	4-2 処分地内道路部(積替え施設周辺)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施					
⑦-2 処分地外周からの雨水の集水・排除施設(下流側の排水路)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)						
⑧地下水の観測施設(観測井)			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		撤去工事の実施(予定)						
⑩処分地の整地関連(地下水の自然浄化対策の実施期間)、⑥-4-4導水管呑口部及び⑪地下水浄化関連の改修工事			基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		整地工事の実施(予定)						
				基本計画書の作成・審議		実施計画書の作成・審議		改修工事の実施(予定)					
第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し						審議	進捗状況等を踏まえて、適宜、修正						
豊島内関連施設(第Ⅱ期工事)の撤去完了の確認													完了確認
豊島事業関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する報告書の作成											報告書の作成開始		

豊島事業関連施設の撤去等の状況（その 5）

1. 概要

今年度実施している撤去工事等の施工状況（表 1）について報告する。

なお、施設番号は別紙 1 に記載のものであり、常にこの施設番号を使用する。

また、令和 4 年度末の残置施設を別紙 2 に示す。

表 1 豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事の概況

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-2	承水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-3	承水路下トレンチドレーン	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-4	西井戸	完了 (R3. 9. 1～R4. 9. 30)
	①-5	沈砂池 1	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-6	沈砂池 2	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
	②-2	北揚水井	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-1	揚水井 (施設番号③-1-2～4を除く)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
	③-1-2	揚水井 (⑩-6)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議 (追加的浄化対策の終了後に撤去)
	③-1-3	揚水井 (⑪-5、⑫-5)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議 (残置し、リバウンド対策が不要となる時以降に撤去)
	③-1-4	揚水井 (⑬-5、(B+40, 2+30))	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議 (新設し、リバウンド対策が不要となる時以降に撤去)
	③-2	集水井	完了 (R3. 9. 6～R4. 6. 30)
	③-3	貯留トレンチ	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
	③-4	新貯留トレンチ	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-2	凝集膜分離装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-3	活性炭吸着塔	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設 (上部)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
	⑥-1-2	積替え施設 (下部)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
	⑥-1-3	トラックスケール	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
	⑥-2	ベルトコンベア	完了 (R3. 12. 10～R4. 3. 14)
	⑥-3	専用栈橋	施工中 (R4. 1. 11～R4. 10. 31 予定)
	⑥-4-1	処分地内道路部 (高度排水周辺)	完了 (R3. 9. 1～R4. 9. 30)
	⑥-4-2	処分地内道路部 (積替え施設周辺)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
	⑥-4-3	導水管	引き渡し時に撤去
	⑥-4-4	導水管呑口部	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議 (改修し、引き渡し時に撤去)
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝	残置
	⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去
⑥-6	電柱	引き渡し時に撤去	
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路 (上流側)	完了 (R3. 6. 4～R4. 2. 28)
	⑦-2	外周排水路 (下流側)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
⑧地下水の観測施設	⑧-1	観測井 (施設番号⑧-2を除く)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
	⑧-2	観測井 (⑪、⑫、⑬、(B+40, 2+30) 及び B5)	引き渡し時に撤去
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
⑩処分地の整地関連 (地下水の自然浄化対策の実施期間)	⑩	処分地内整地	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池 (区画 11)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議 (引き渡し時に撤去)
	⑪-2	浸透池 (区画 30)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議 (改修し、引き渡し時に撤去)
	⑪-3	浸透池 (D 測線西側)	第 17 回撤去検討会で実施計画書を審議 (改修し、引き渡し時に撤去)

※排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応 (第 12 回フォローアップ委員会 資料Ⅱ/8) に基づき、リバウンド対策は環境基準の到達以降行わない。

2. 手続き状況

豊島事業関連施設の撤去等検討会にて実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況※は、表2のとおりである。なお、該当施設の位置等については別紙に示す。

※前回（第16回撤去検討会（R4.8.5Web開催））で、撤去の完了を報告した工事を除く。

表2 実施計画書の審議が終了している各工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容
対象施設		西井戸 処分地内道路部（高度排水周辺）
施設番号		①-4、⑥-4-1
撤去等の実施事業者		（有）東口組
工期		R3.9.1～R4.9.30（注1）
手続きの状況	基本計画書の審議	第11回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R3.7 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3.7.26
	実施事業者の決定	R3.8.24
	実施計画書の審議	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議

手続き事項		手続きの内容
対象施設		専用栈橋
施設番号		⑥-3
撤去等の実施事業者		（株）村上組
工期		R4.1.11～R4.10.31（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R3.9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3.11.8
	実施事業者の決定	R4.1.4
	実施計画書の審議	第15回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

（注1）工事の進捗に合わせて工期の見直しを行っている。

（注2）施設の位置は別紙を参照。

3. 各工事の施工状況

(1) 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（①-4 西井戸）並びにその他施設（⑥-4-1 処分地内道路部（高度排水周辺））の撤去工事

令和4年9月30日に撤去工事を完了した。

表3 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---▶）

内容	施工期間（R3.9～R4.9）												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施計画書等の作成等	←→												
構造物撤去工													
処分地内道路							←→						
西井戸						↔			↔				
コンクリート塊等の 分別・保管・搬出							←						→
整地工								←→					
片付工（書類の整理等）													↔



写真1-1 西井戸の撤去後の状況



写真1-2 西井戸の撤去前の状況

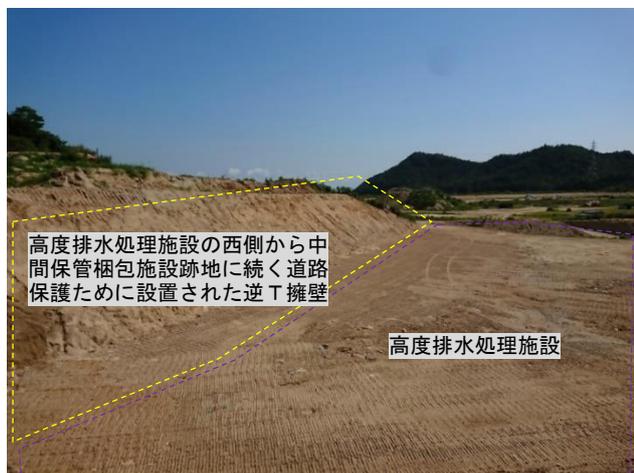


写真2-1 逆T擁壁の撤去後の状況



写真2-2 逆T擁壁の撤去前の状況

(2) その他施設 (⑥-3 専用棧橋) の撤去工事

鋼管杭の引抜き状況について、9月23日に鈴木委員による現地での2回目の視察・確認を受け、汚濁防止対策等、実施計画書に従って施工できていることを確認いただいた。

現在は撤去工事を完了し、工事書類の整理等を行っている。

表4 撤去工事の実施スケジュール (実績 ←→ 予定 ←---→)

内容	施工期間 (R4.1~R4.10 予定)									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
実施計画書等の作成等	←→									
資機材の搬入・準備等			↔							
構造物撤去工										
床版撤去工				←→						
棧橋上部撤去工					↔	↔				
ドルフィン撤去工						↔				
鋼管杭撤去工							←→	←→		
運搬処理工				←→	←→	←→	←→	←→		
片付工 (書類の整理等)										↔↔↔↔



写真3-1 棧橋の撤去後の状況



写真3-2 棧橋の撤去前の状況



写真4 鈴木委員による視察状況 (9月23日)

また、第Ⅱ期工事等における施設の撤去等に係る環境計測マニュアル(令和3年5月21日改訂)に基づき、専用棧橋の撤去工事に係る環境計測を、令和4年4月から9月にかけて実施した。その結果を表5に示す。

専用棧橋の地先海域及び基本観測点における計測結果が、対照地点と比較して、同程度であったことから、撤去工事による影響はないものと考えられる。

表5 専用棧橋の撤去工事に係る環境計測の計測結果

●地先海域

項目	単位	工事前	工事中				工事後	環境基準 海域A類型
		R4.4.22	R4.7.20	R4.8.19	R4.9.16	R4.9.27		
水素イオン濃度(pH)	—	8.1	7.9	7.9	8.0	8.0	7.8以上8.3以下	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.0	2.1	2.5	2.5	1.5	2mg/L以下	
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.9	6.1	5.9	6.3	6.1	7.5mg/L以上	
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと	
浮遊物質(SS)	mg/L	3	3	2	5	7	—	
透明度	m	5.0	3.8	5.2	3.0	2.6	—	

●基本観測点

項目	単位	工事前	工事中				工事後	環境基準 海域A類型
		R4.4.22	R4.7.20	R4.8.19	R4.9.16	R4.9.27		
水素イオン濃度(pH)	—	8.1	7.9	8.0	8.1	8.0	7.8以上8.3以下	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.9	2.0	2.2	2.5	1.5	2mg/L以下	
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.8	6.1	5.7	6.6	6.1	7.5mg/L以上	
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと	
浮遊物質(SS)	mg/L	3	5	2	5	8	—	
透明度	m	4.5	3.5	5.0	欠測	2.5	—	

●対照地点

項目	単位	工事前	工事中				工事後	環境基準 海域A類型
		R4.4.22	R4.7.20	R4.8.19	R4.9.16	R4.9.27		
水素イオン濃度(pH)	—	8.1	7.9	8.0	8.1	8.0	7.8以上8.3以下	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.9	2.2	2.4	2.3	1.4	2mg/L以下	
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.9	6.1	5.9	6.5	6.2	7.5mg/L以上	
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと	
浮遊物質(SS)	mg/L	3	4	2	4	8	—	
透明度	m	4.5	4.5	4.9	3.0	3.5	—	

※1 環境基準に適合しなかった値を黄色で示している。

※2 各項目(透明度を除く)の値は、各地点における表層、中層、下層の平均値である。

※3 採水深度は、表層:海面下0.5m、中層:海面下2m、下層:海面下10mである。

なお、対象地点は水深が10m未満だったため、下層は採水していない。

※4 R4.9.16に調査した基本観測点の透明度は、波が高く、正確に測定できなかったため、欠測とした。

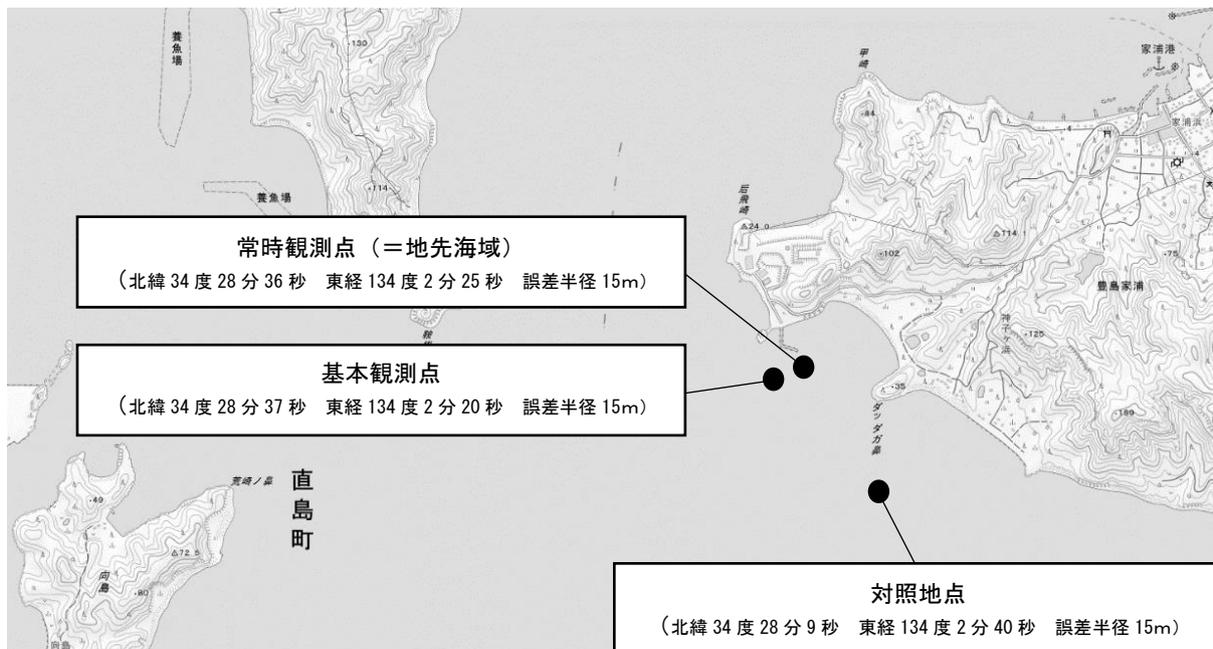


図 1 専用棧橋の撤去工事に係る環境計測地点

図2 豊島内施設撤去関連施設（第Ⅱ期工事） 平面図（撤去工事前）

施設等の役割	番号	施設等の名称
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除	①-1	処分地進入路の排水路
	①-2	承水路
	①-3	承水路下トレンチドレーン
	①-4	西井戸
	①-5	沈砂池1
	①-6	沈砂池2
②逆水壁近傍地下水の集水・貯留・送水	②-1	トレンチドレーン
	②-2	北揚水井
③その他地下水の集水・貯留・送水	③-1-1	揚水井(施設番号③-1-2~4を除く)
	③-1-2	揚水井(⑧-6)
	③-1-3	揚水井(⑩-5、⑩-5)
	③-1-4	揚水井(⑩-5、(B+40.2+30))
	③-2	集水井
	③-3	貯留トレンチ
	③-4	新貯留トレンチ
	④高度排水処理施設関連	④
⑤簡易地下水処理	⑤-1	加圧浮上装置
	⑤-2	凝集膜分離装置
	⑤-3	活性炭吸着塔
⑥その他	⑥-1-1	積替え施設(上部)
	⑥-1-2	積替え施設(下部)
	⑥-1-3	トラックスケール
	⑥-2	ベルトコンベア
	⑥-3	専用核橋
	⑥-4-1	処分地内道路部(高度排水周辺)
	⑥-4-2	処分地内道路部(積替え施設周辺)
	⑥-4-3	導水管
	⑥-4-4	導水管呑口部
	⑥-4-5	豊島こころ資料館横の側溝
	⑥-5	ゲート
⑥-6	電柱	
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除	⑦-1	外周排水路(上流側)
	⑦-2	外周排水路(下流側)
⑧地下水の観測	⑧-1	観測井(施設番号⑧-2を除く)
	⑧-2	観測井(⑩、⑩、⑩、(B+40.2+30)及びB5)
⑨逆水壁の解除関連	⑨	逆水壁
⑩処分地の整地関連	⑩	処分地内整地(地下水の自然浄化対策の実施期間)
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池(区画11)
	⑪-2	浸透池(区画30)
	⑪-3	浸透池(D測線西側)

※1 ③-1-1揚水井(③-1-2~4を除く)、⑧-1観測井(⑧-2を除く)、⑩整地関連については、表示を割愛した。
 ※2 ⑥-4-4導水管呑口部、⑪地下水浄化関連(⑪-1~3浸透池)は改修する。

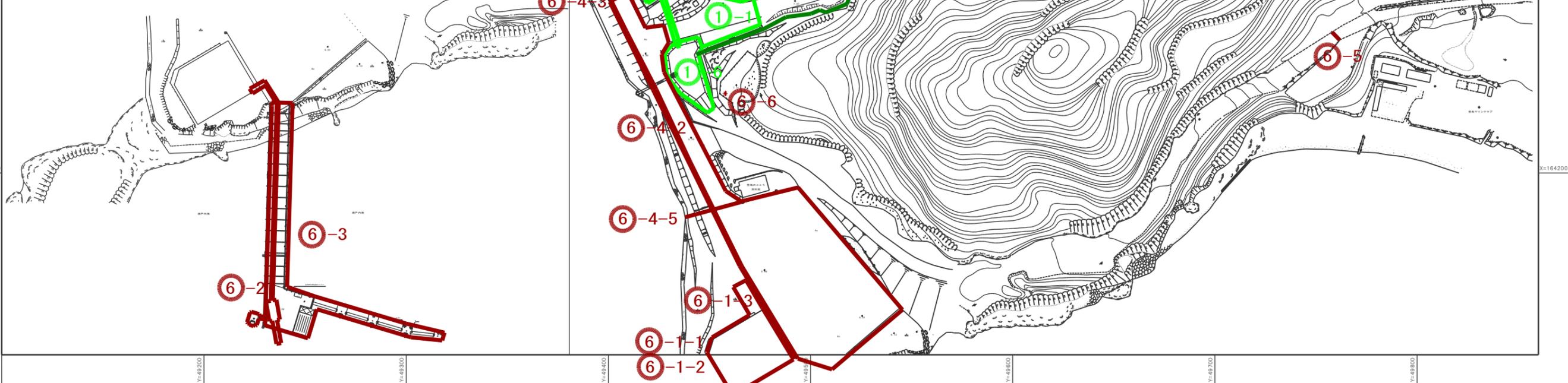
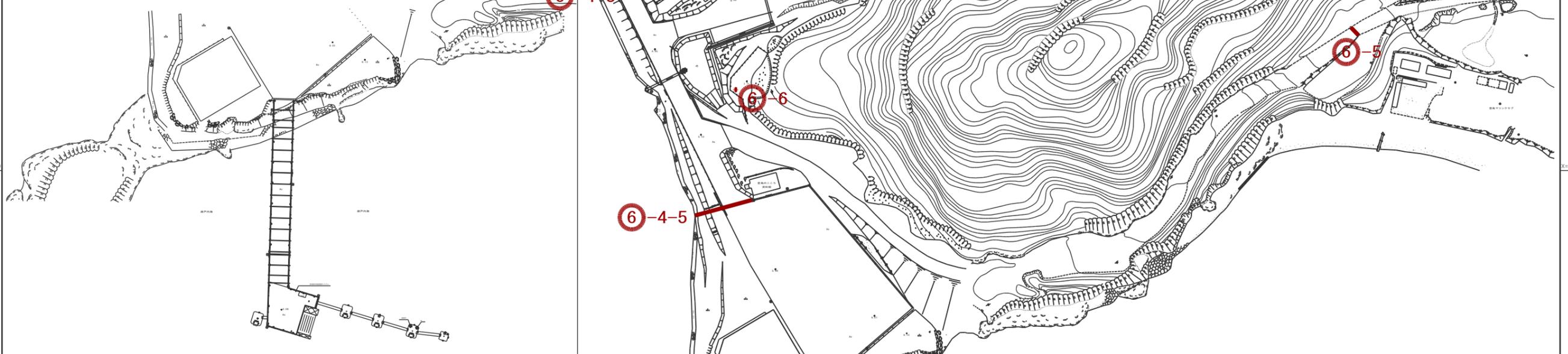


図3 豊島内施設撤去関連施設（第Ⅱ期工事） 平面図（地下水の自然浄化対策の実施期間）

施設等の役割	番号	施設等の名称
③その他地下水の集水・貯留・送水	③-1-2	揚水井(⑬-6)
	③-1-3	揚水井(⑪-5、⑪-5)
	③-1-4	揚水井(⑧-5、(B+40.2+30))
⑥その他	⑥-4-3	導水管
	⑥-4-4	導水管呑口部
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝
	⑥-5	ゲート
	⑥-6	電柱
	⑧地下水の観測	⑧-2
⑩処分地の整地関連	⑩	処分地内整地(地下水の自然浄化対策の実施期間)
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池(区画11)
	⑪-2	浸透池(区画30)
	⑪-3	浸透池(D測線西側)



※1 ⑩整地関連については、表示を割愛した。
 ※2 現在停止している追加的浄化対策の再開に使用する可能性のある浄化施設として、相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設は、追加的浄化対策が終了後に撤去することとし、今年度中に撤去できない場合は、残置する。相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設には、③-1-2揚水井(⑬-6)が該当する。



令和 4 年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成

- (1) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事
- (2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事
- (3) その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事
- (4) その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事
- (5) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事

1. 概要

(1) ～ (5) については、基本計画書(案)を第 16 回撤去検討会 (R4. 8. 5Web 開催) にて審議・了承いただき、入札を実施し、受注者を決定したところである。

また、(1) 及び (5) については、第 26 回地下水検討会 (R4. 10. 3Web 開催) にて撤去の時期やその対象を審議・了承いただいたところである。

今回、実施計画書(案)を審議いただき、承認後、撤去工事に着手する。

なお、今回で第 II 期工事での全ての施設の実施計画書(案)の審議が終了する。

2. これまでの手続き状況

上記の手続きの状況は、表 1 のとおりである。

表 1 各工事の手続き状況等

手続き事項		手続きの内容	
		(1) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事	(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事及び (5) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事※
撤去等の実施事業者		青葉工業(株)	(株)田中海事
工期		R4. 9. 5～R5. 1. 31（予定）	R4. 9. 16～R5. 3. 10（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み	
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注	
	入札公告	R4. 8. 10	
	実施事業者の決定	R4. 9. 1	R4. 9. 12
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議	

※貯留トレンチ等の撤去と隣接する処分地の整地関連工事は、使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注する。

表 1 各工事の手続き状況等（続き）

手続き事項		手続きの内容	
		(3) その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事	(4) その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事
撤去等の実施事業者		(株)トミウン	三和運送(有)
工期		R4. 9. 21～R4. 12. 2（予定）	R4. 9. 9～R5. 3. 10（予定）
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み	
	発注仕様書の作成	R4. 8 建築物解体工事共通仕様書により発注	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10	
	実施事業者の決定	R4. 9. 12	R4. 9. 1
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議	

3. 実施計画書（案）の作成

以下の実施計画書（案）とその概要を、本検討会の審議資料として掲載する。

- ・ II / 3（1-1）その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事に関する実施計画書（案）の概要
- ・ II / 3（1-2）その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事に関する実施計画書（案）
- ・ II / 3（2-1）その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事に関する実施計画書（案）の概要
- ・ II / 3（2-2）その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事に関する実施計画書（案）
- ・ II / 3（3-1）その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事に関する実施計画書（案）の概要
- ・ II / 3（3-2）その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事に関する実施計画書（案）
- ・ II / 3（4-1）その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事に関する実施計画書（案）の概要
- ・ II / 3（4-2）その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事に関する実施計画書（案）
- ・ II / 3（5-1）⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事に関する実施計画書（案）の概要
- ・ II / 3（5-2）⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事に関する実施計画書（案）

その他地下水の集水・貯留・送水施設(③-1揚水井)及び ⑧地下水の観測施設(観測井)の撤去工事に関する実施計画書(案)の概要

1. 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である「共創」の思想で実施する。これまでの姿勢を踏襲し、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものである。

2. 工事概要

その他地下水の集水・貯留・送水施設(③-1揚水井)及び⑧地下水の観測施設(観測井)の撤去工事については、「令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要(撤第16回Ⅱ/6)」で審議・了承されたとおり、施工する。

なお、「処分地の整地工事開始後における地下水浄化対策の検討(撤第26回Ⅱ/4)」で審議・承認されたとおり、次の施設については残置等の対応を行う。

- ・環境基準の到達までの間、リバウンド対策に使用する可能性のある浄化施設として、地下水計測点の周辺の揚水・注水施設を確保する。具体的には、小区画⑩-5、小区画③-5の既設の揚水井については残置し、小区画⑩-5、D測線西側(B+40, 2+30)については揚水井を新設する。
- ・現在停止している追加的浄化対策の再開に使用する可能性のある浄化施設として、相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設は、追加的浄化対策が終了後に撤去することとし、今年度中に撤去できない場合は、残置する。相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設には小区画⑩-6の揚水井が該当する。

撤去工事伴う廃棄物と数量は以下のとおりである。

表1 撤去対象物及び発生する廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
③-1	揚水井	5 t	廃プラスチック類
⑧	観測井	10 t	廃プラスチック類

3. 工事工程表

その他地下水の集水・貯留・送水施設(③-3貯留トレンチ、③-4新貯留トレンチ)及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設(⑦-2下流側の排水路)の撤去工事、⑩処分地の整地関連工事(地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設(⑥-4-4導水管呑口部)及び⑩地下水浄化関連の改修工事と工程調整を行い、令和5年1月末までに完了させる。

表2 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間（R4.9～R5.1 予定）				
	9月	10月	11月	12月	1月
実施計画書等の作成等	←→				
資機材の搬入・準備等		◀▶			
構造物撤去工					
揚水井撤去工		←---→			
観測井撤去工		←---→			
埋戻し工		←---→			
廃プラスチック類等の分別・保管・搬出		←---→			
揚水井設置工				◀▶	
片付工（書類の整理等）					←---→

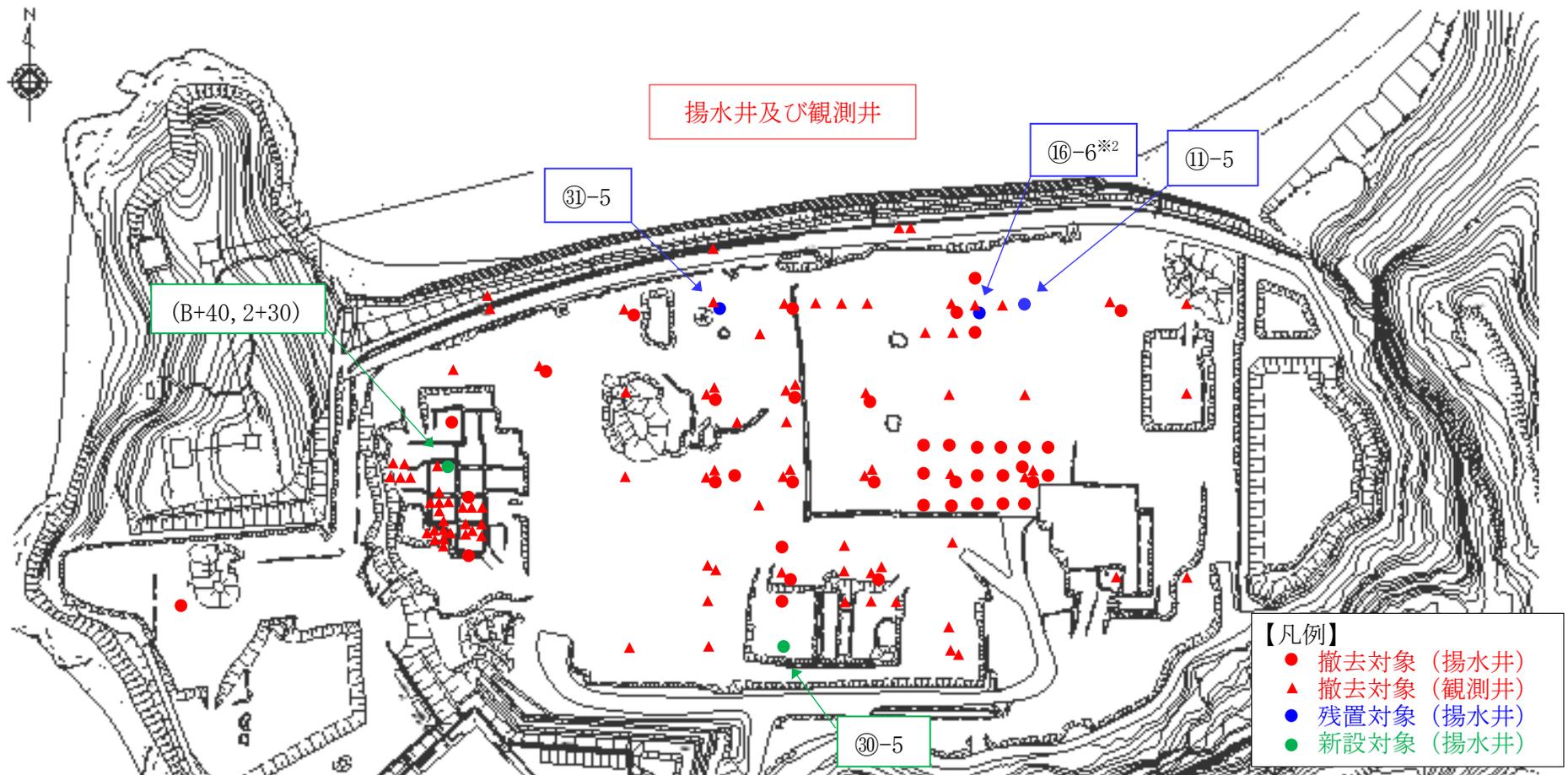
4. 施工方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」等に従い、撤去を行う。

ボーリングマシンにて、揚水井及び観測井の外周の削孔を行い、周辺土砂との縁切りを行った後、井戸をクレーンで引抜き撤去する。引抜き跡については、周辺土砂にて埋戻しを行う。

発生する廃プラスチック類等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。

撤去対象施設の位置を図1に、施工手順の概要を図2に示す。



※1 : 地下水計測点である区画⑩、⑬、⑭及び (B+40, 2+30) の観測井と B5 は、基本計画書どおり残置するため、位置は表示していない。
 ※2 : 追加的浄化対策が終了後に撤去することとし、今年度中に撤去できない場合は、残置する。

図1 撤去対象施設の位置

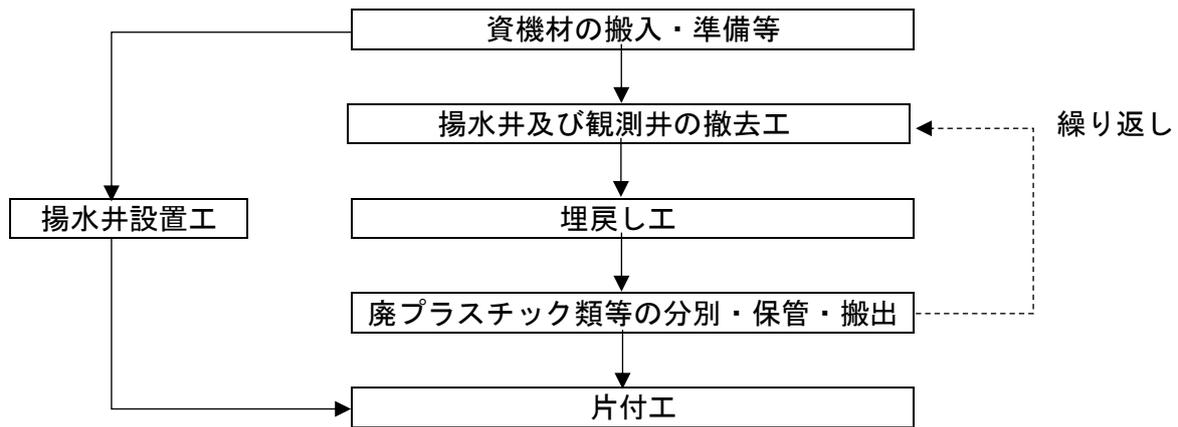


図2 施工手順の概要

5. 安全管理

「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン（令和3年5月21日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル（令和3年5月21日改訂）」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応（令和4年2月24日改訂）」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上の安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行う。また新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努める。

アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策を行う。また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

6. 緊急時の体制及び対応

緊急時には、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル（令和2年8月28日改訂）」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

7. 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル（令和3年5月21日改訂）」に従い行う。

8. 廃棄物への対応と対策

施設撤去廃棄物等の分別・保管及び搬出にあたっては、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン（令和4年3月11日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル（令和4年3月11日改訂）」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤

去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、表3の対象ごとに秤量し、記録を残す。処分先は再資源化施設等とし、再生利用を図る。

表3 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
建設廃棄物	廃プラスチック類

9. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、見やすい表示板・標識・看板を設置することや工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散することがないように作業終了時及び定期的に工事区域内を整理整頓しながら工事施工を行う。また、現場内にごみ箱・吸い殻入れを設置し、当該対象物が散乱しないようにするなどを行う。

10. 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」の環境負荷の計測に関する規定に従い、実施する。

表4の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計する。

表4 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載

11. 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従い、実施する。

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1揚水井）
及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事に関する

実施計画書(案)

令和4年10月

青葉工業株式会社

目 次

1	工事の基本方針	1
2	工事概要	2
3	工事工程表	3
4	施工方法	4
5	安全管理	7
6	緊急時の体制及び対応	10
7	環境保全対策	11
8	廃棄物への対応と対策	12
9	現場作業環境の整備	13
10	環境負荷項目の計測と集計方法	14
11	情報の収集・整理及び公開	15

1 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である先端技術を活用し「共創」の理念で実施するため、これまでの豊島廃棄物等処理事業における姿勢を踏襲し、以下に示す「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものとする。

1. 地域住民の安全・安心・健康への配慮と周辺環境の保全

事業遂行に当たっては地域住民の安全・安心・健康へ配慮し、コロナウイルスの感染予防や島内運搬時の交通安全等に万全を期す。

また、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響に加え、海水の濁り等を防止・抑制するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、その保全を図る。

2. 撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保

撤去等における作業環境の整備や撤去等に伴う粉じん等の発生抑制・飛散防止を図るとともに、その状況の測定・確認や作業環境測定等に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定し、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期す。

3. 撤去等の工程全体におけるB A T (Best Available Techniques) の適用

撤去等の工程全体にB A Tを適用し、実施可能な最善の技術・手法・体制等を採用する。

4. 施設の解体に先立つ清掃・洗浄の徹底

解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、解体撤去における周辺環境の保全や作業従事者の安全等並びに施設撤去廃棄物等（施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう）の有効利用に資する。

5. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現

施設撤去廃棄物等については、資源化を原則とし、現場で分別したうえで有効利用を図る。

6. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現

的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じてより一層の理解と信頼を得る。

2 工事概要

その他地下水の集水・貯留・送水施設（㉓-1 揚水井）及び㉔地下水の観測施設（観測井）の撤去工事については、「令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要（㉗第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり施工する。

なお、「処分地の整地工事開始後における地下水浄化対策の検討（㉗第26回Ⅱ/4）」で審議・承認されたとおり、次の施設については残置等の対応を行う。

- ・環境基準の到達までの間、リバウンド対策に使用する可能性のある浄化施設として、地下水計測点の周辺の揚水・注水施設を確保する。具体的には、小区画㉑-5、小区画㉒-5の既設の揚水井については残置し、小区画㉓-5、D測線西側（B+40, 2+30）については揚水井を新設する。
- ・現在停止している追加的浄化対策の再開に使用する可能性のある浄化施設として、相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設は、追加的浄化対策が終了後に撤去することとし、今年度中に撤去できない場合は、残置する。相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設には小区画㉕-6の揚水井が該当する。

工 事 名 その他地下水の集水・貯留・送水施設（㉓-1 揚水井）及び㉔地下水の観測施設（観測井）の撤去工事

工事場所 小豆郡土庄町豊島

工 期 自 令和4年9月5日

至 令和5年1月31日

発 注 者 香川県環境森林部廃棄物対策課 TEL 087-832-3225

受 注 者 青葉工業株式会社 TEL 087-802-9502

工事内容	構造物撤去工	1	式
	揚水井	1	式
	観測井	1	式
	揚水井設置工	1	式

表 撤去対象物及び工事に伴う廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
㉓-1	揚水井	5 t	廃プラスチック類
㉔	観測井	10 t	廃プラスチック類

3 工事工程表

工事番号
 工事名 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 揚水井及び観測井撤去工事
 工期 自 令和 4 年 9 月 5 日 至 令和 5 年 1 月 31 日

住所 高松市林町 4 7 5 番地 1
 受注者 青葉工業株式会社
 氏名 代表取締役 樽耕 司

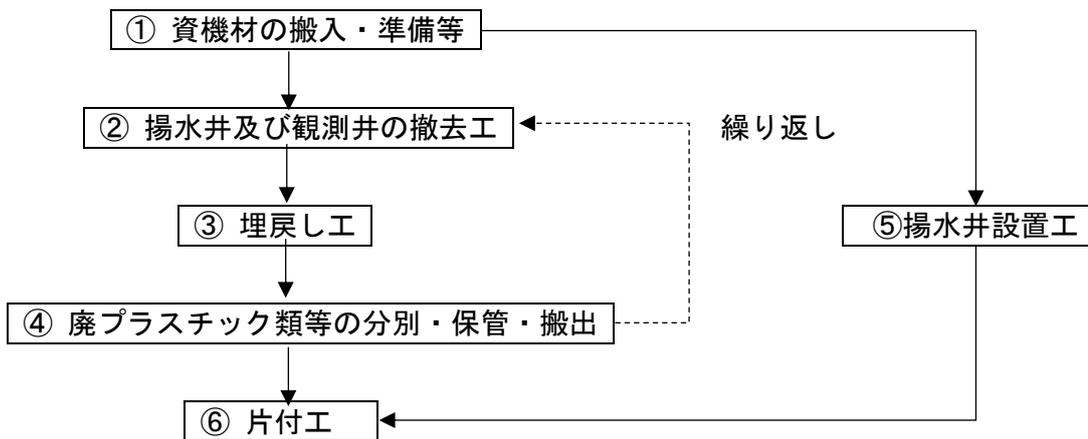
工種	種別 (細別)	数量	単位	金額 (千円)	着工日	完了日	日標準 作業量	進捗率 (%)	月																				備考
									9月	10月	11月	12月	1月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
工 程 計 画 実 績 表	実施計画書等の作成等	1	式		9/5	10/10			■																				
	資機材の搬入・準備等	1	式		10/11	10/12			■																				
	構造物 撤去工	揚水井撤去	1	式		10/13	12/31		■																				
		観測井撤去	1	式		10/13	12/31		■																				
	作業 土工	埋戻し工	1	式		10/13	12/31		■																				
	運搬処 理工	分別・保管 ・搬出	1	式		10/13	12/31		■																				
	揚水井設置工	1	式		1/15	1/31		■																					
	片付工	1	式		1/1	1/31		■																					
計																													
特記事項							工 事 総 合 工 程 表	<p>総合進捗率</p>																					
									予 定	2.2%	27.0%	62.5%	98.0%	100.0%															監督員 確認印
									実 績																				

4 施工方法

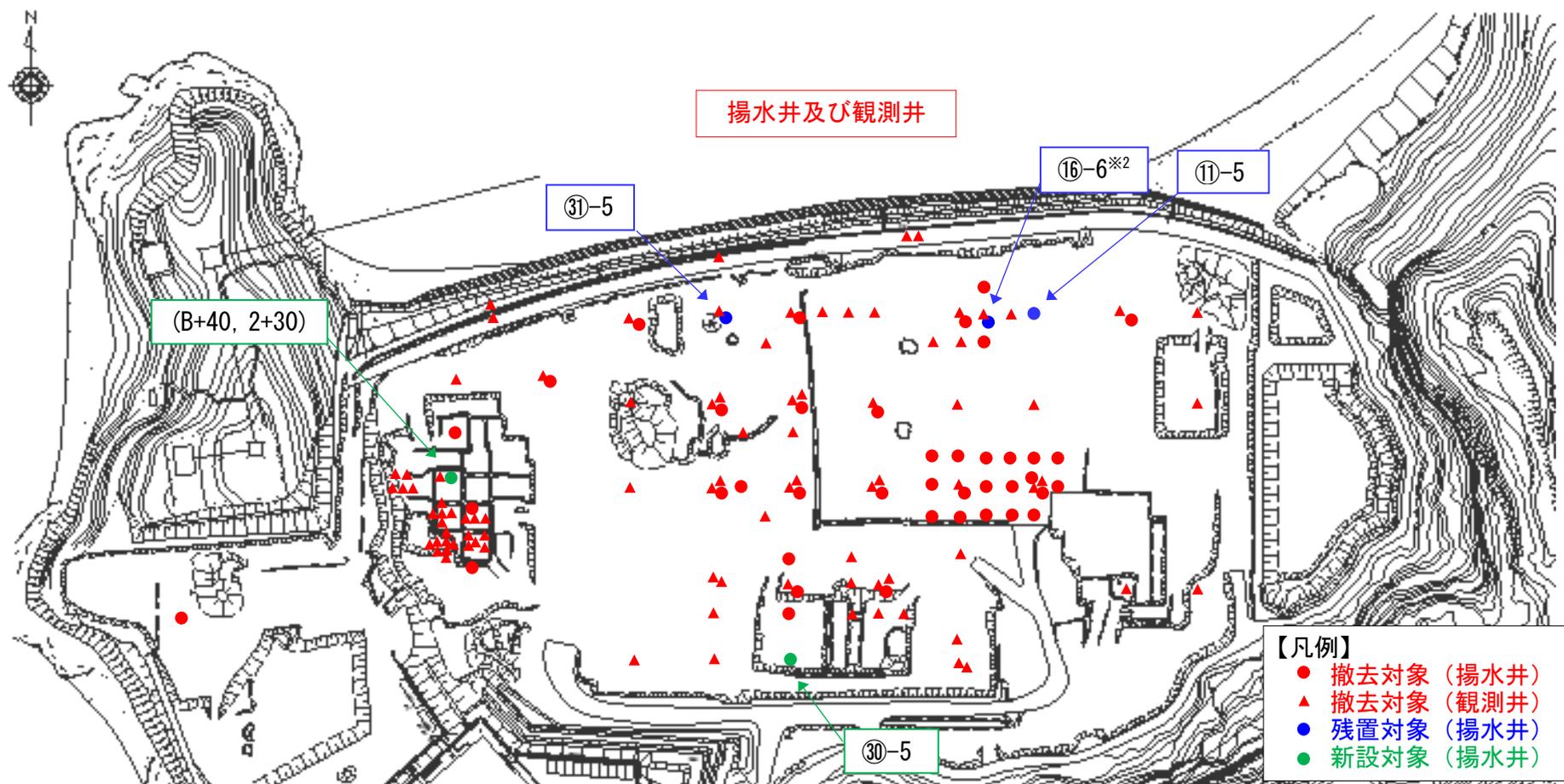
1. 施工基本方針

- 1) 「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」に従い、撤去工事を行う。
- 2) 発生する廃プラスチック類等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。
- 3) 本工事の施工にあたっては、関係法規等を遵守し、また、設計図書及び土木工事共通仕様書、特記仕様書、工事施工規定及び契約書に基づき工事を施工する。
- 4) 設計図書において、施工上明瞭でない箇所または、疑義を生じた場合は、監督員と打ち合わせの上指示により施工する。
- 5) 工事施工にあたり、工事の目的及び趣旨を深く理解し、工事完成後その目的機能が十分に達せられるように施工する。

【全体施工フロー】



【撤去対象施設の位置】



※1 : 地下水計測点である区画①①、③①、③①及び (B+40, 2+30) の観測井とB5は、基本計画書どおり残置するため、位置は表示していない。

※2 : 追加的浄化対策が終了後に撤去することとし、今年度中に撤去できない場合は、残置する。

[施工手順]

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事の施工手順は次のとおりとする。

① 資機材の搬入・準備等

- ・工事に必要な資機材を搬入する。
- ・その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事と工程調整を行い、撤去する井戸の順番を決定する。

② 揚水井及び観測井撤去工

- ・ボーリングマシンにて、井戸の外周の削孔を行う。
- ・周辺土砂との縁切りを行った後、井戸をクレーンで引抜き撤去する。
- ・引き抜いた井戸は、運搬しやすい長さに切断し、保管する。

③ 埋戻し工

- ・引抜き跡については、周辺土砂にて埋戻しを行う。
- ・なお、地表面部分の整地は、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）に引き継ぐ。

④ 廃プラスチック類等の分別・保管・搬出

- ・保管しておいた廃プラスチック類等をトラックに積み込み、家浦港からフェリーにて島外搬出する。
- ・撤去物は委託契約を結んだ業者にて運搬・処分する。

⑤ 揚水井設置工

- ・ボーリングマシンにて掘削を行い、井戸を設置する。

⑥ 片付工

- ・施工場所の資機材を搬出する。

5 安全管理

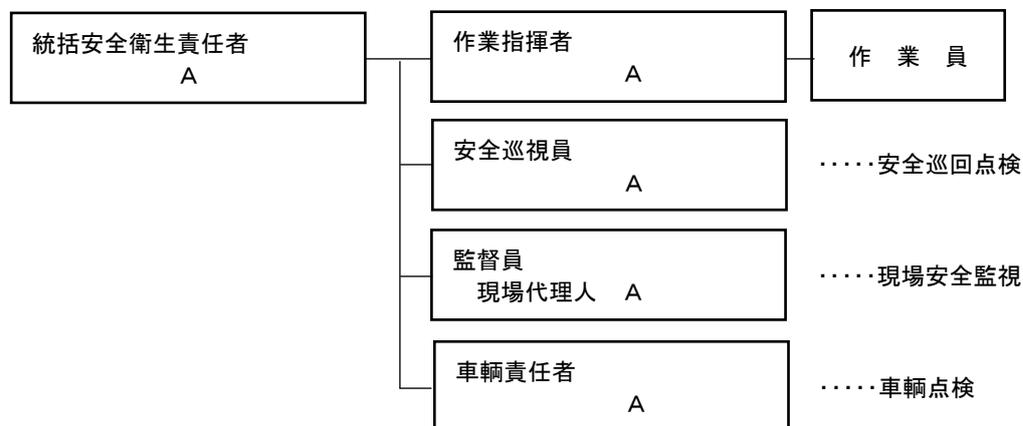
第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改訂)」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、無事故・無災害を達成することを目的として、労働安全衛生法等その他関連法規に基づき、施工時の安全管理を行う。具体的には、作業従事者の心がまえとして、安全は行動による実績及び結果の確認によってはじめて目的を達成するものであることを意識し、この趣旨を十分理解し、作業実施に際しては安全第一を念頭に置き、いかなる些細な作業においても、作業手順に反することのないように作業に取り組む。また、作業実施に当たっては、この実施計画書に基づき実行し、安全対策の取り組み状況等の結果を確認し、次の作業時に活かすなど、本工事を行うにあたり作業員が一致団結し、全工期無事故・無災害の目標達成のために努力する。

1. 安全管理組織

工事期間中は、現場内での労働災害並びに交通事故等の発生を防止するため、以下のような安全管理組織を設ける。

また、作業従事者の安全確保のため、原則として同一作業場所以外での作業は行わないが、複数の場所での同時施工を行う必要がある場合は、施工場所毎に追加の安全管理者を選任する。



2. 安全巡視員

工事期間中には安全巡視員を配置し、安全に関する巡視点検・進路調整等の工事区域全般に対して連絡を行い、安全確保に努める。

安全巡視員は作業終了後に現場内を見回り、記録する。

3. 第三者の事故防止

工事区域への侵入に対して、第三者及び一般通行車両が分かるように工事看板を掲げて十分な注意喚起を行うとともに侵入があった場合には直ちに対応する。

4. 新規入場者教育の実施

新規に入場する作業員が生ずる度、入場者教育を実施する。その目的は新しい現場で作業する作業員が作業場の環境や従事する仕事の内容・方法等に関して、正しい安全衛生等に関する知識・能力を持ってもらうことにある。

5. 朝礼・危険予知活動の実施

毎日作業開始前に職長及び作業員と共に、作業打ち合わせの伝達と作業手順等の指示徹底を行い、労働災害の防止について意識の高揚を図る。

朝礼終了後に、各作業別に危険予知活動を行い当日の危険箇所・危険作業について確認をする。

6. 安全教育の実施

本工事の施工に際して、現場に必要な安全対応や訓練等を作業員全員の参加によって月当り半日以上で、次の項目から選択して行い報告する。

- ・安全活動のビデオ等による視覚資料による教育
- ・本工事の内容の周知徹底(工事概要)
- ・本工事現場において予想される事故対策(月別安全・工程計画)
- ・一時的な水害対策に関すること。
- ・安全に関する基本的事項に関すること。
- ・交通災害防止に関すること。(ドライバーの危険予測チェックなど)
- ・重機災害防止に関すること。(用途外使用による事故など)
- ・飛来落下災害防止に関すること。(クレーン等の施工手順の確認など)

7. 新型コロナウイルス感染症への対策

アルコール消毒やマスクの着用等、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改定)」に則り対応し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

8. 有資格者及び作業主任者一覧

重機の使用等の本工事の実施にあたり必要となる有資格者及び作業主任者を以下に示す。

有資格者一覧

有資格者	資格名	会社名
A	車両系建設機械運転者	青葉工業(株)
A	小型移動式クレーン運転者	青葉工業(株)
A	電気取扱者(低圧)	青葉工業(株)
A	ボーリングマシンの運転	青葉工業(株)
A	玉掛け作業	青葉工業(株)

作業主任者一覧

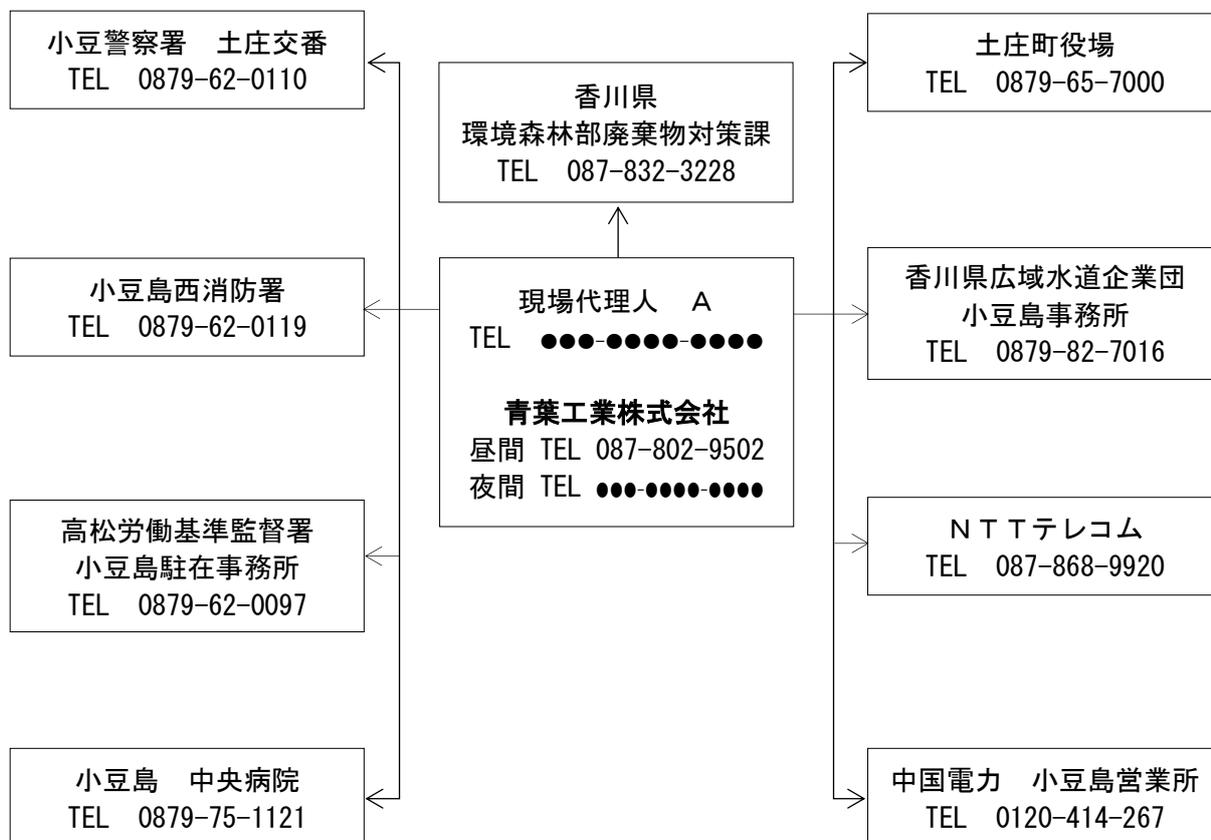
有資格者	資格名	会社名
該当なし		

6 緊急時の体制及び対応

緊急時には以下の図に示すように、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル(令和2年8月28日改訂)」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

緊急時の連絡系統



休日・夜間連絡先

緊急時出動可能人員

緊急時出動可能機械

主要資材備蓄

現場代理人 A TEL ●●●-●●●●-●●●●

社員 3名、普通作業員 3名

0.4m³級バックホウ 1台、2t ダンプカー 1台

土のう袋 1,000袋、ブルーシート 10枚、番線 1,000kg

7 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に従う。

作業員の行動等に対して

- 1) 場内の整理整頓に努め、ごみ箱等を設置し場内で発生するごみの散乱を防ぐ。
- 2) 不必要な機械の運転をできる限り少なくするよう努め、また、アイドリングストップ運動を励行する。

騒音・振動対策

- 1) 工事施工中は、重機その他の機械による騒音、振動を極力抑えるよう努める。
- 2) 工事の円滑化を図るとともに、現場管理等に留意し、不必要な騒音・振動を発生させないよう努める。

水質汚濁対策

- 1) 重機、発電機の油漏れを確認するなど、降雨時の表流水の汚染等のないように、重機オペレーター並びに作業員に点検等の指導を徹底する。

防塵対策

- 1) 資材搬入等の工事作業所出入り口及び運搬経路は、土埃等の発生源となるため、必要に応じて散水や道路清掃を行い、近隣に粉じん等の被害が出ないようにする。
- 2) 工事車両等の通行により、町管理道路等、運搬経路が汚れた場合は、速やかに清掃する。

8 廃棄物への対応と対策

1) 「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン(令和4年3月11日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル(令和4年3月11日改訂)」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル(令和4年3月11日策定)」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、下記の対象ごとに秤量し、記録を残す。

表 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
建設廃棄物	廃プラスチック類

2) 現場内で発生するごみは、分別用のごみ箱を設置し適切な処置を行う。

3) その他、一般のごみについては公共(自治体等)の処理・分別方法に従って対応する。

9 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、工事現場のイメージアップとして次の項目について実施する。設置期間は工事開始から完了までとする。

工事中の作業区域内環境の整備

- 1) 現場関係者のために位置を表示する案内看板を設置する。
- 2) 工事区域内の現場関係者以外の立入りを禁止するため、見やすい表示板・標識・看板の設置及び、バリケード・照明設備等の設置を行う。なお、使用する資材については、交通安全及び現場の美装化等を考慮しその選定を行う。
- 3) 工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散しないように作業開始時及び終了時並びに定期的に工事区域内を整理整頓する。
- 4) 工事現場においては、第三者に不快感を与えるような作業環境及び服装・言動・態度のないように常に配慮する。
- 5) 工事現場の重機・機械・工具類は、毎日作業終了後定められた位置（物置小屋等）に整頓する。
- 6) 工事資材は、一時仮置場所・保管場所を定め種類・サイズ別に整理整頓し、使用に備える。

衛生環境の整備

- 1) 工事現場にはごみ箱・吸い殻入れを設置し、当該対象物が散乱しないようにする。
- 2) 工事事務所・休憩所やトイレ前には消毒液を設置するなど、コロナ対策を踏まえた衛生面の環境に留意する。

工事現場内の環境整備

- 1) 作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、整頓に努める。
- 2) 工事区間は分かりやすい工事標識等を設置することにより、見学者及び第三者に注意を促す。

10 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画(令和4年3月11日改訂)」に従い、下表の項目に分けて集計する。

表 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載

11 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル(令和3年3月25日策定)」に従い、次のとおり行う。

1 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法

1. 撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すこととし、その保存期間は5年とする。
2. 撤去等の作業着手前の現況写真、作業中の工程写真及び進捗写真、作業完了後の竣工写真を撮影することとする。
3. 払出し・処理委託先の処理状況等についても必要に応じて確認し、保管・活用することとする。

2 情報公開の範囲

1. 豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関し、原則として下記に示す情報を公開することとする。
 - (1) 撤去等の工程に関する情報
 - (2) 施設の撤去等に係る環境計測に関する情報
 - (3) 検討会等に関する情報
 - (4) その他必要と思われる事態が生じた場合における必要情報

3 情報公開の手法等

1. 各種情報の公開は、インターネットのホームページを用いることを基本とし、関係者との定期的な会議等も活用することとする。
2. 関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得ることとする。

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び
処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事に関する
実施計画書(案)の概要

1. 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である「共創」の思想で実施する。これまでの姿勢を踏襲し、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものである。

2. 工事概要

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事については、「令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要（撤第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり、施工する。撤去工事伴う廃棄物と数量は以下のとおりである。

表1 撤去対象物及び発生する廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
③-3	遮水シート等※1, 2	8 t	廃プラスチック類等
	押えコンクリート	330 t	コンクリート塊
③-4	遮水シート等※1, 2	2 t	廃プラスチック類等
	押えコンクリート	50 t	コンクリート塊
⑦-2	水路	250 t	コンクリート塊
	根固め石	10 t	石塊

※1 遮水シート (1.9 kg/m²) の設置面積：貯留トレンチ 約3,500m²、新貯留トレンチ 約500m²

※2 トレンチ内の梯子やポンプ（金属類：貯留トレンチ 約1.0t、新貯留トレンチ 約0.3t）を含む

3. 工事工程表

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事と工程調整を行い、令和5年3月上旬までに完了させる。

表2 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間 (R4.9~R5.3 予定)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		←---→					
構造物撤去工							
貯留トレンチ撤去工				←---→			
新貯留トレンチ撤去工				←---→			
下流側の排水路撤去工			←---→				
コンクリート塊等の分別・保管・搬出			←---→				
改修工							
導水管呑口部						←---→	
浸透池			←---→				
整地工			←---→				
片付工（書類の整理等）							←→

※ 下線は、本計画書の対象範囲を示す。

※ 本スケジュールは、一括発注した、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事の施工範囲を含めたものである。

4. 施工方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」等に従い、撤去を行う。

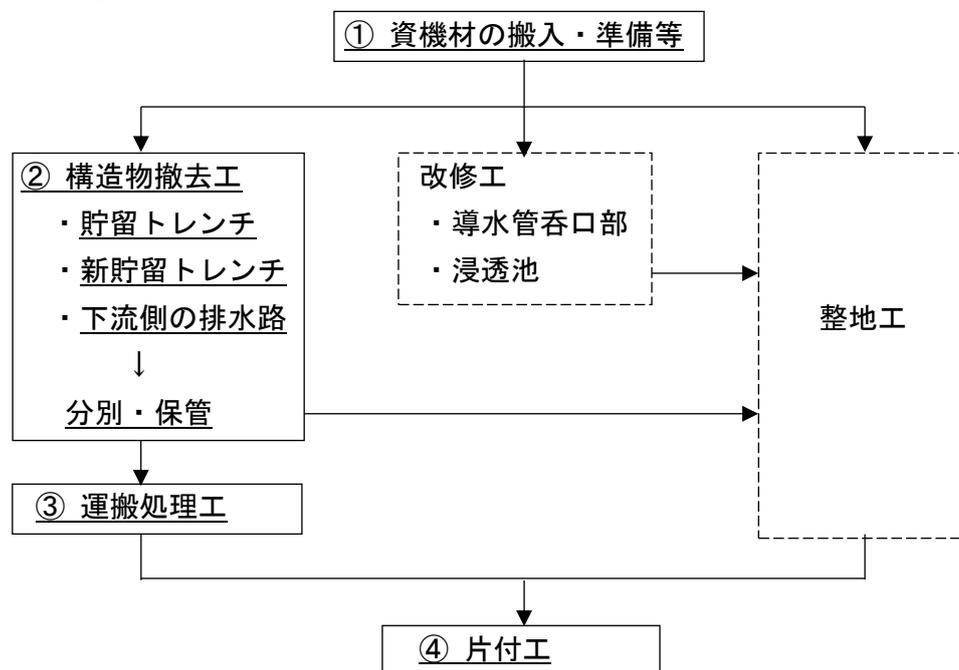
具体的には、先ず、資機材の搬入・準備にあわせて、貯留トレンチ及び新貯留トレンチに貯めた地下水や雨水を処分地内の浸透池に送水するなどを行い、撤去可能な高さまで水位を低下させる。

貯留トレンチの底面には、地下水等を貯留した際に沈降した土砂が溜まっていることから、予め分析を行ったうえで、適切に処理する。その上で、遮水シートを剥ぎ取り、押えコンクリート等を撤去する。新貯留トレンチは、内部の土砂を処分地内に排土した上で、遮水シートを剥ぎ取り、押えコンクリート等を撤去する。下流側の排水路は、山側から順次、取壊しを行い、埋戻しを行う。また、排水路下端や高度排水処理水の排水先に設置した根固め石もあわせて撤去する。撤去した遮水シートやコンクリート塊等は、運搬しやすい大きさに小割し、処分地内に分別・保管する。

発生する廃プラスチック類及びコンクリート塊、石塊等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。

施工手順の概要を図1に示す。

【全体施工フロー】



※ 下線は、本計画書の対象範囲を示す。

※ 破線で示した内容は、一括発注した、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事の施工範囲を示す。

図1 施工手順の概要

5. 安全管理

「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン（令和3年5月21日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル（令和3年5月21日改訂）」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応（令和4年2月24日改訂）」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行う。また新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努める。

アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策を行う。また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

6. 緊急時の体制及び対応

緊急時には、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル（令和2年8月28日改訂）」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

7. 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル（令和3年5月21日改訂）」に従い行う。

8. 廃棄物への対応と対策

施設撤去廃棄物等の分別・保管及び搬出にあたっては、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン（令和4年3月11日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル（令和4年3月11日改訂）」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、表3の対象ごとに秤量し、記録を残す。処分先は再資源化施設等とし、再生利用を図る。

表3 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類
	石塊

※ 一括発注した、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事とあわせて集計する。

9. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、見やすい表示板・標識・看板を設置することや工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散することがないように作業終了時及び定期的に工事区域内を整理整頓しながら工事施工を行う。また、現場内にごみ箱・吸い殻入等を設置し、当該対象物が散乱しないようにするなどを行う。

10. 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」の環境負荷の計測に関する規定に従い、実施する。

表4の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計する。

表4 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

※ 一括発注した、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事とあわせて集計する。

11. 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従い、実施する。

その他地下水の集水・貯留・送水施設
(③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ)
及び
処分地外周からの雨水の集水・排除施設
(⑦-2 下流側の排水路) の撤去工事に関する

実施計画書(案)

令和4年10月

株式会社 田中海事

目 次

1	工事の基本方針	1
2	工事概要	2
3	工事工程表	3
4	施工方法	4
5	安全管理	6
6	緊急時の体制及び対応	9
7	環境保全対策	10
8	廃棄物への対応と対策	11
9	現場作業環境の整備	12
10	環境負荷項目の計測と集計方法	13
11	情報の収集・整理及び公開	14

1 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である先端技術を活用し「共創」の理念で実施するため、これまでの豊島廃棄物等処理事業における姿勢を踏襲し、以下に示す「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものとする。

1. 地域住民の安全・安心・健康への配慮と周辺環境の保全

事業遂行に当たっては地域住民の安全・安心・健康へ配慮し、コロナウイルスの感染予防や島内運搬時の交通安全等に万全を期す。

また、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響に加え、海水の濁り等を防止・抑制するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、その保全を図る。

2. 撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保

撤去等における作業環境の整備や撤去等に伴う粉じん等の発生抑制・飛散防止を図るとともに、その状況の測定・確認や作業環境測定等に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定し、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期す。

3. 撤去等の工程全体におけるB A T (Best Available Techniques) の適用

撤去等の工程全体にB A Tを適用し、実施可能な最善の技術・手法・体制等を採用する。

4. 施設の解体に先立つ清掃・洗浄の徹底

解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、解体撤去における周辺環境の保全や作業従事者の安全等並びに施設撤去廃棄物等（施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう）の有効利用に資する。

5. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現

施設撤去廃棄物等については、資源化を原則とし、現場で分別したうえで有効利用を図る。

6. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現

的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じてより一層の理解と信頼を得る。

2 工事概要

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事に関する基本計画書(案)の概要（第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり、施工する。

工事名 その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事並びに⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事※

※ 隣接する処分地の整地関連工事等は、貯留トレンチ等の撤去と使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工管理することが効率的と判断したため、一括して発注した。

工事場所 小豆郡土庄町豊島

工期 自 令和4年9月16日

至 令和5年3月10日

発注者 香川県環境森林部廃棄物対策課 TEL 087-832-3225

受注者 株式会社 田中海事 TEL 0879-68-2231

工事内容	構造物撤去工	1	式
	貯留トレンチ	1	式
	新貯留トレンチ	1	式
	下流側の排水路	1	式

表 撤去対象物及び工事に伴う廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
③-3	遮水シート等※ ^{1, 2}	8 t	廃プラスチック類等
	押えコンクリート	330 t	コンクリート塊
③-4	遮水シート等※ ^{1, 2}	2 t	廃プラスチック類等
	押えコンクリート	50 t	コンクリート塊
⑦-2	水路	250 t	コンクリート塊
	根固め石	10 t	石塊

※1 遮水シート（1.9 kg/m²）の設置面積：貯留トレンチ 約3,500m²、新貯留トレンチ 約500m²

※2 トレンチ内の梯子やポンプ（金属類：貯留トレンチ 約1.0t、新貯留トレンチ 約0.3t）を含む

3 工事工程表

工事番号

工事名 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地等工事

工期 自 令和 4年 9月 16日

至 令和 5年 3月 10日

請負者 住所 香川県小豆郡土庄町豊島唐櫃2526-1

商号又は名称 株式会社 田中海事

代表者氏名 代表取締役 田中友明

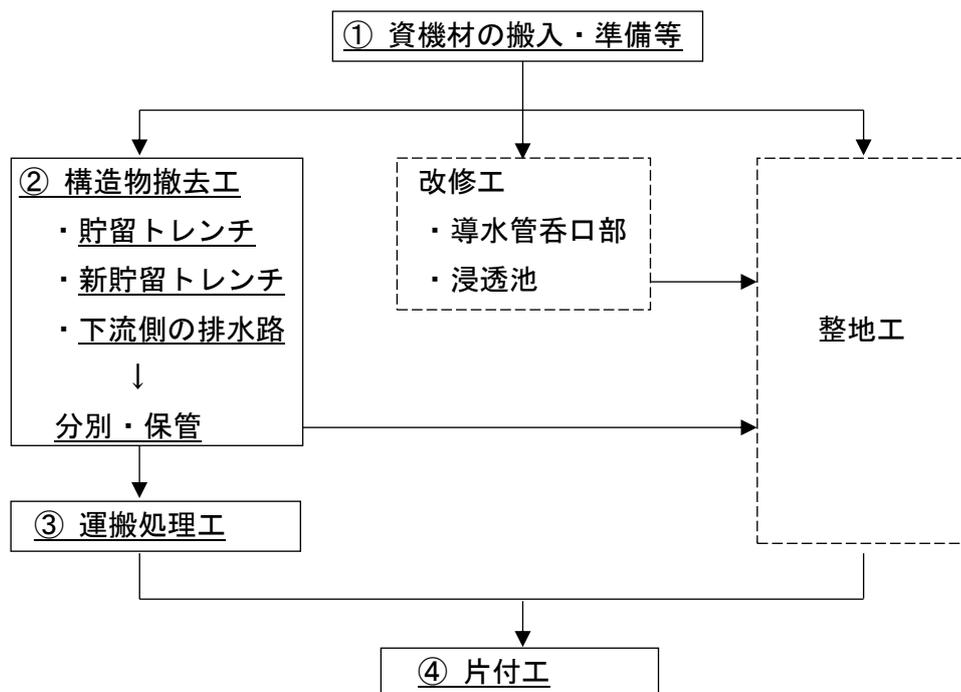
工種	種別 (細別)	数量	単位	金額	着工日	完工日	日標準 作業量	進捗率 (%)	9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	備考
									20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10		
工程計画実績表	準備工	1.0	式		9/16	10/20			■													
	処分地内 整地工	1.0	式		11/1	2/28					■		■		■		■		■			
	排水構造 物工	1.0	式		2/1	2/28									■		■		■			
	構造物撤 去	1.0	式		12/1	2/20							■		■		■		■			
	処分地内進入路 の排水路	1.0	式		1/1	1/20									■		■					
	貯留トレンチ	1.0	式		11/21	1/24					■		■		■		■					
	送水管等	1.0	式		10/21	11/20			■		■		■		■		■					
	雨水排除工	1.0	式		11/21	12/31							■		■		■		■			
	井戸側	1.0	式		10/21	12/31			■		■		■		■		■		■			
	その他施設工	1.0	式		10/21	11/30			■		■		■		■		■		■			
	運搬処理	1.0	式		11/1	2/20					■		■		■		■		■			
	片付け 工	1.0	式		3/1	3/9													■			
	竣工					3/10	3/10														■	
	計																					
特記事項						工事総合工程表	総合進捗率		予定	1.6	4.2	28.2	54.1	77.2	98.1	100.0						
実績																						

4 施工方法

1. 施工基本方針

- 1) 「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」に従い、撤去工事を行う。
- 2) 発生する廃プラスチック類及びコンクリート塊等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。
- 3) 本工事の施工にあたっては、関係法規等を遵守し、また、設計図書及び土木工事共通仕様書、特記仕様書、工事施工規定及び契約書に基づき工事を施工する。
- 4) 設計図書において、施工上明瞭でない箇所または、疑義を生じた場合は、監督員と打ち合わせの上指示により施工する。
- 5) 工事施工にあたり、工事の目的及び趣旨を深く理解し、工事完成後その目的機能が十分に達せられるように施工する。

【全体施工フロー】



※ 下線は、本計画書の対象範囲を示す。

※ 破線で示した内容は、一括発注した、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事の施工範囲を示す。

[施工手順]

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事の施工手順は次のとおりとする。

① 資機材の搬入・準備等

- ・ 機械等の搬入に際して、事前に搬入経路及び施工場所を確認する。
- ・ 使用する機械等は、トラック及びトレーラーで搬入する。
- ・ 貯留トレンチ及び新貯留トレンチに貯めた地下水や雨水は、処分地内の浸透池に送水するなどを行い、撤去可能な高さまで水位を低下させる。

② 構造物撤去工

- ・ 貯留トレンチの底面には、地下水等を貯留した際に沈降した土砂が溜まっていることから、予め分析を行ったうえで、適切に処理する。その上で、遮水シートを剥ぎ取り、押えコンクリート等を撤去する。
- ・ 新貯留トレンチは、内部の土砂を処分地内に排土した上で、遮水シートを剥ぎ取り、押えコンクリート等を撤去する。
- ・ 下流側の排水路は、山側から順次、取壊しを行い、必要最小限の埋戻しを行う。また、排水路下端や高度排水処理水の排水先に設置した根固め石もあわせて撤去する。
- ・ 撤去した遮水シートやコンクリート塊等は、運搬しやすい大きさに小割し、処分地内に分別・保管する。

③ 運搬処理工

- ・ 保管した遮水シートやコンクリート塊、石塊等をトラックに積み込み、家浦港からフェリーにて島外搬出する。
- ・ 撤去物は委託契約を結んだ業者にて運搬・処分する。

④ 片付工

- ・ 処分地内に残材等を残さないよう十分確認した上で、使用した資機材を搬出する。

5 安全管理

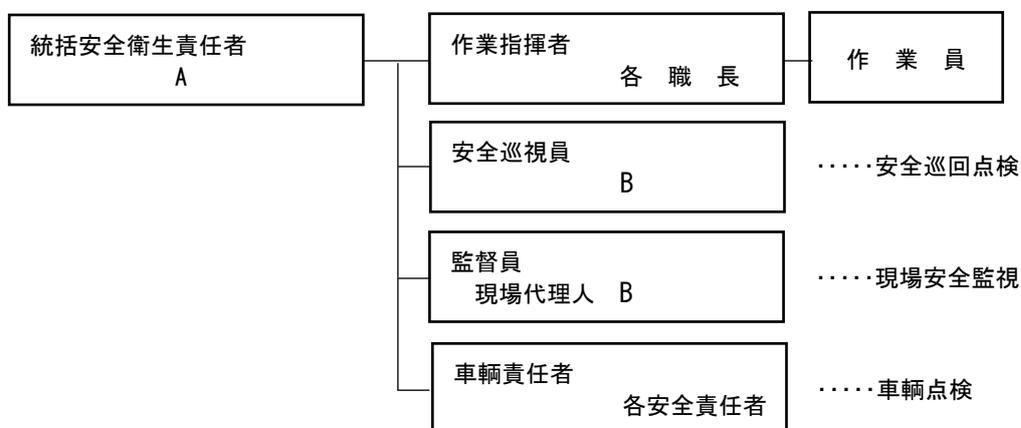
第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改訂)」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、無事故・無災害を達成することを目的として、労働安全衛生法等その他関連法規に基づき、施工時の安全管理を行う。作業従事者の心がまえとして、安全は行動による実績及び結果の確認によってはじめて目的を達成するものであることを意識し、この趣旨を十分理解し、作業実施に際しては安全第一を念頭に置き、いかなる些細な作業においても、作業手順に反することのないように作業に取り組む。また、作業実施に当たっては、この実施計画書に基づき実行し、安全対策の取り組み状況等の結果を確認し、次の作業時に活かすなど、本工事を行うにあたり作業員が一致団結し、全工期無事故・無災害の目標達成のために努力する。

1. 安全管理組織

工事期間中は、現場内での労働災害並びに交通事故等の発生を防止するため、以下のような安全管理組織を設ける。

また、作業従事者の安全確保のため、原則として同一作業場所以外での作業は行わないが、複数の場所での同時施工を行う必要がある場合は、施工場所毎に追加の安全管理者を選任する。



2. 安全巡視員

工事期間中には安全巡視員を配置し、安全に関する巡視点検・進路調整等の工事区域全般に対して連絡を行い、安全確保に努める。

安全巡視員は作業終了後に現場内を見回り、記録する。

3. 第三者の事故防止

工事区域への侵入に対して、第三者及び一般通行車両が分かるように工事看板を掲げて十分な注意喚起を行うとともに侵入があった場合には直ちに対応する。

4. 新規入場者教育の実施

新規に入場する作業員が生ずる度、入場者教育を実施する。その目的は新しい現場で作業する作業員が作業場の環境や従事する仕事の内容・方法等に関して、正しい安全衛生等に関する知識・能力を持ってもらうことにある。

5. 朝礼・危険予知活動の実施

毎日作業開始前に職長及び作業員と共に、作業打ち合わせの伝達と作業手順等の指示徹底を行い、労働災害の防止について意識の高揚を図る。

朝礼終了後に、各作業別に危険予知活動を行い当日の危険箇所・危険作業について確認をする。

6. 安全教育の実施

本工事の施工に際して、現場に必要な安全対応や訓練等を作業員全員の参加によって月当たり半日以上で、次の項目から選択して行い報告する。

- ・安全活動のビデオ等による視覚資料による教育
- ・本工事の内容の周知徹底(工事概要)
- ・本工事現場において予想される事故対策(月別安全・工程計画)
- ・一時的な水害対策に関すること。
- ・安全に関する基本的事項に関すること。
- ・交通災害防止に関すること。(ドライバーの危険予測チェックなど)
- ・重機災害防止に関すること。(用途外使用による事故など)

7. 新型コロナウイルス感染症への対策

アルコール消毒やマスクの着用等、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改定)」に則り対応し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

8. 有資格者及び作業主任者一覧

重機の使用等の本工事の実施にあたり必要となる有資格者及び作業主任者を以下に示す。

有資格者一覧

有資格者	資格名	会社名
B	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
C	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
D	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
E	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
F	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
E	移動式クレーン運転者	株式会社 田中海事
F	移動式クレーン運転者	株式会社 田中海事
B	小型移動式クレーン運転者	株式会社 田中海事
D	小型移動式クレーン運転者	株式会社 田中海事
B	締固め機械の運転者	株式会社 田中海事
C	締固め機械の運転者	株式会社 田中海事

作業主任者一覧

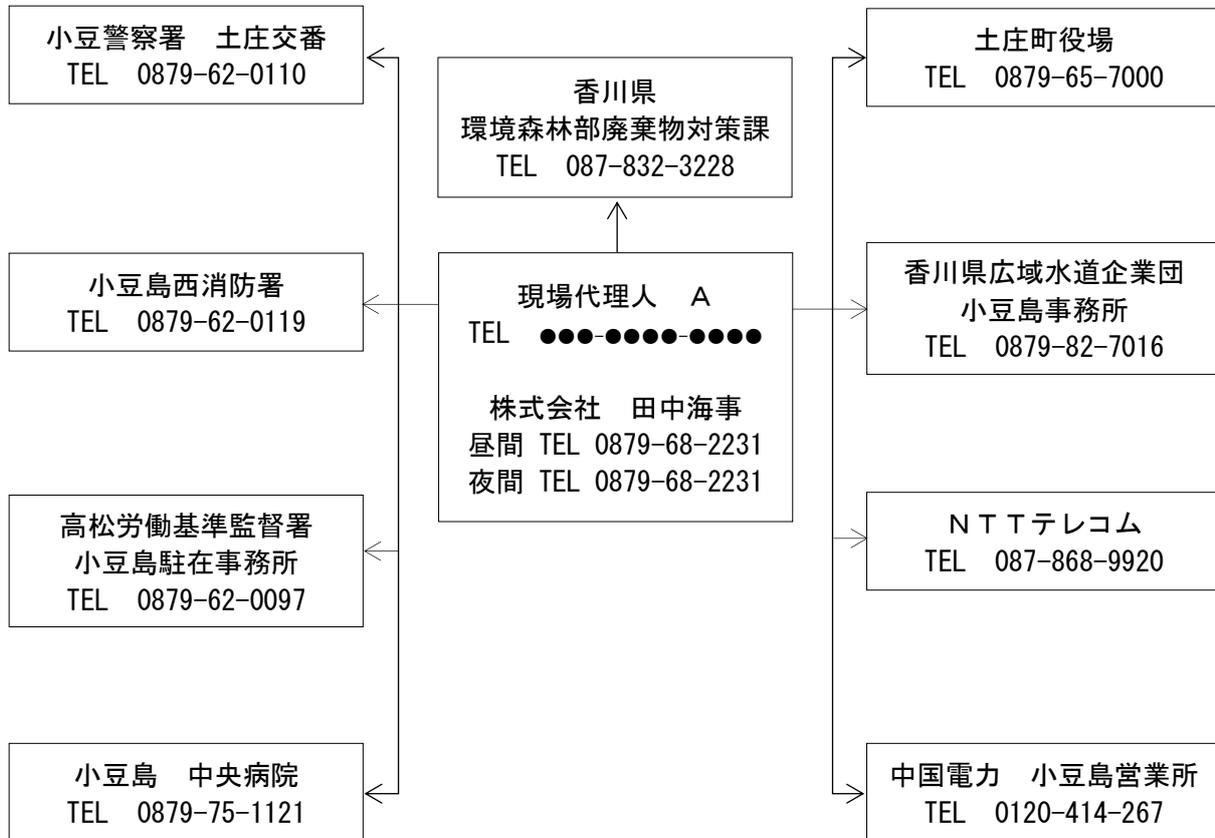
有資格者	資格名	会社名
B	地山掘削作業主任者(2m以上)	株式会社 田中海事
C	地山掘削作業主任者(2m以上)	株式会社 田中海事
B	型枠支保工組立等作業主任者	株式会社 田中海事
C	型枠支保工組立等作業主任者	株式会社 田中海事

6 緊急時の体制及び対応

緊急時には以下の図に示すように、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル(令和2年8月28日改訂)」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

緊急時の連絡系統



休日・夜間連絡先

現場代理人 A TEL ●●●-●●●●-●●●●

7 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に従う。

作業員の行動等に対して

- 1) 場内の整理整頓に努め、ごみ箱等を設置し場内で発生するごみの散乱を防ぐ。
- 2) 不必要な機械の運転をできる限り少なくするよう努め、また、アイドリングストップ運転を励行する。

騒音・振動対策

- 1) 工事施工中は、重機その他の機械による騒音、振動を極力抑えるよう努める。
- 2) 工事の円滑化を図るとともに、現場管理等に留意し、不必要な騒音・振動を発生させないように努める。

水質汚濁対策

- 1) 重機、発電機の油漏れを確認するなど、降雨時の表流水の汚染等のないように、重機オペレーター及び作業員に点検等の指導を徹底する。

防塵対策

- 1) 資材搬入等の工事作業所出入り口及び運搬経路は、土埃等の発生源となるため、必要に応じて散水や道路清掃を行い、近隣に粉じん等の被害が出ないようにする。
- 2) 工事車両等の通行により、町管理道路等、運搬経路が汚れた場合は、速やかに清掃する。

8 廃棄物への対応と対策

1) 「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン(令和4年3月11日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル(令和4年3月11日改訂)」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル(令和4年3月11日策定)」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、下記の対象ごとに秤量し、記録を残す。処分先は再資源化施設等とし、再生利用を図る。

表 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類
	石塊

※ 一括発注した、⑩処分地の整地関連工事(地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設(⑥-4-4 導水管呑口部)及び⑪地下水浄化関連の改修工事とあわせて集計する。

2) 現場内で発生するごみは、分別用のごみ箱を設置し、適切な処置を行う。

3) その他、一般のごみについては公共(自治体等)の処理・分別方法に従って対応する。

9 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、工事現場のイメージアップとして次の項目について実施する。設置期間は工事開始から完了までとする。

工事中の作業区域内環境の整備

- 1) 現場関係者のために位置を表示する案内看板を設置する。
- 2) 工事区域内の現場関係者以外の立入りを禁止するため、見やすい表示板・標識・看板の設置及び、バリケード・照明設備等の設置を行う。なお、使用する資材については、交通安全及び現場の美装化等を考慮しその選定を行う。
- 3) 工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散しないように作業開始時及び終了時並びに定期的に工事区域内を整理整頓する。
- 4) 工事現場においては、第三者に不快感を与えるような作業環境及び服装・言動・態度のないように常に配慮する。
- 5) 工事現場の重機・機械・工具類は、毎日作業終了後定められた位置（物置小屋等）に整頓する。
- 6) 工事資材は、一時仮置場所・保管場所を定め種類・サイズ別に整理整頓し、使用に備える。

衛生環境の整備

- 1) 工事現場にはごみ箱・吸い殻入れ等を設置し、当該対象物が散乱しないようにする。
- 2) 工事事務所・休憩所やトイレ前には消毒液を設置するなど、コロナ対策を踏まえた衛生面の環境に留意する。

工事現場内の環境整備

- 1) 作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、整頓に努める。
- 2) 工事区間は分かりやすい工事標識等を設置することにより、見学者及び第三者に注意を促す。

10 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画(令和4年3月11日改訂)」に従い、下表の項目に分けて集計する。

表 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

※ 一括発注した、⑩処分地の整地関連工事(地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設(⑥-4-4 導水管呑口部)及び⑪地下水浄化関連の改修工事とあわせて集計する。

11 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル(令和3年3月25日策定)」に従い、次のとおり行う。

1 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法

1. 撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すこととし、その保存期間は5年とする。
2. 撤去等の作業着手前の現況写真、作業中の工程写真及び進捗写真、作業完了後の竣工写真を撮影することとする。
3. 払出し・処理委託先の処理状況等についても必要に応じて確認し、保管・活用することとする。

2 情報公開の範囲

1. 豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関し、原則として下記に示す情報を公開することとする。
 - (1) 撤去等の工程に関する情報
 - (2) 施設の撤去等に係る環境計測に関する情報
 - (3) 検討会等に関する情報
 - (4) その他必要と思われる事態が生じた場合における必要情報

3 情報公開の手法等

1. 各種情報の公開は、インターネットのホームページを用いることを基本とし、関係者との定期的な会議等も活用することとする。
2. 関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得ることとする。

その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事に関する実施計画書(案)の概要

1. 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である「共創」の思想で実施する。これまでの姿勢を踏襲し、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものである。

2. 工事概要

その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事については、「令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要（撤第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり、施工する。撤去工事に伴う廃棄物と数量は以下のとおりである。

表1 撤去対象物及び発生する廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
⑥-1-1	テント	12 t	廃プラスチック類
	鉄骨	120 t	金属類

3. 工事工程表

その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事と工程調整を行い、令和4年12月上旬までに完了させる。

表2 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間（R4.9～R4.12 予定）			
	9月	10月	11月	12月
実施計画書等の作成等	←→			
資機材の搬入・準備等		←→		
足場設置工		←→		
テント撤去工		←→		
鉄骨解体工			←→	
金属類等の分別・保管・搬出			←---→	
片付工（書類の整理等）			←→	

4. 施工方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」等に従い、撤去を行う。

足場を設置し、高所作業車とクレーンにより、テントを撤去し、ニブラ仕様のバックホウにて、鉄骨を切断・解体する。

発生する廃プラスチック類や金属類等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。

施工手順の概要を図1に示す。

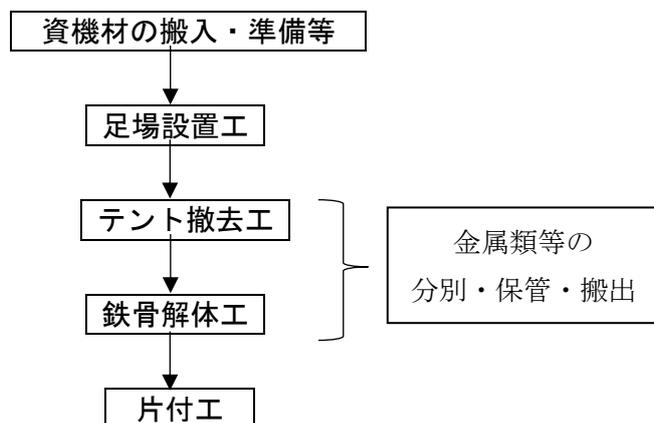


図1 施工手順の概要



写真1 積替え施設の構造の状況

5. 安全管理

「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン（令和3年5月21日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル（令和3年5月21日改訂）」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応（令和4年2月24日改訂）」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上の安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行う。また新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努める。

アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策を行う。また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

6. 緊急時の体制及び対応

緊急時には、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル（令和2年8月28日改訂）」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

7. 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル（令和3年5月21日改訂）」に従い行う。

8. 廃棄物への対応と対策

施設撤去廃棄物等の分別・保管及び搬出にあたっては、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン(令和4年3月11日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル(令和4年3月11日改訂)」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル(令和4年3月11日策定)」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、表3の対象ごとに秤量し、記録を残す。処分先は再資源化施設等とし、再生利用を図る。

表3 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類

9. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、見やすい表示板・標識・看板を設置することや工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散することがないように作業終了時及び定期的に工事区域内を整理整頓しながら工事施工を行う。また、現場内にごみ箱・吸い殻入等を設置し、当該対象物が散乱しないようにするなどを行う。

10. 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画(令和4年3月11日改訂)」の環境負荷の計測に関する規定に従い、実施する。

表4の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計する。

表4 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

11. 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル(令和3年3月25日策定)」に従い、実施する。

その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事に
関する

実施計画書(案)

令和4年10月

株式会社トミウン

目 次

1	工事の基本方針	1
2	工事概要	2
3	工事工程表	3
4	施工方法	4
5	安全管理	6
6	緊急時の体制及び対応	9
7	環境保全対策	10
8	廃棄物への対応と対策	11
9	現場作業環境の整備	12
10	環境負荷項目の計測と集計方法	13
11	情報の収集・整理及び公開	14

1 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である先端技術を活用し「共創」の理念で実施するため、これまでの豊島廃棄物等処理事業における姿勢を踏襲し、以下に示す「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものとする。

1. 地域住民の安全・安心・健康への配慮と周辺環境の保全

事業遂行に当たっては地域住民の安全・安心・健康へ配慮し、コロナウイルスの感染予防や島内運搬時の交通安全等に万全を期す。

また、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響に加え、海水の濁り等を防止・抑制するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、その保全を図る。

2. 撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保

撤去等における作業環境の整備や撤去等に伴う粉じん等の発生抑制・飛散防止を図るとともに、その状況の測定・確認や作業環境測定等に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定し、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期す。

3. 撤去等の工程全体におけるB A T (Best Available Techniques) の適用

撤去等の工程全体にB A Tを適用し、実施可能な最善の技術・手法・体制等を採用する。

4. 施設の解体に先立つ清掃・洗浄の徹底

解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、解体撤去における周辺環境の保全や作業従事者の安全等並びに施設撤去廃棄物等（施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう）の有効利用に資する。

5. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現

施設撤去廃棄物等については、資源化を原則とし、現場で分別したうえで有効利用を図る。

6. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現

的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じてより一層の理解と信頼を得る。

2 工事概要

その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事については、「令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要（㊟第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり、施工する。

工事名 その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事

工事場所 小豆郡土庄町豊島

工期 自 令和4年9月21日

至 令和4年12月2日

発注者 香川県環境森林部廃棄物対策課 TEL 087-832-3225

受注者 株式会社トミウン TEL 0879-62-1188

工事内容 解体工事
仮設テント 鉄骨造平屋建 1式

表 撤去対象物及び工事に伴う廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
⑥-1-1	テント	12 t	廃プラスチック類
	鉄骨	120 t	金属類

3 工事工程表

工事番号
 工事名 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 積替え施設仮設テント解体工事
 工期 自 令和4年9月21日 至 令和4年12月2日

住所 小豆郡土庄町上庄641-1
 受注者 株式会社トミウ
 氏名 代表取締役 丹生兼宏

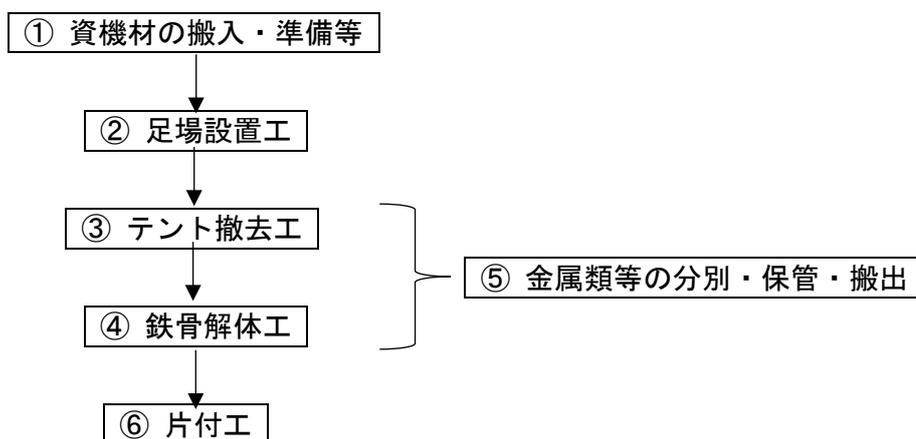
工種	種別 (細別)	数量	単位	金額 (千円)	着工日	完了日	日標準 作業量	進捗率 (%)	9月		10月		11月		12月		1月		月		月		月		月		月		備考
									5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	
工 程 計 画 実 績 表	実施計画書等の作成等	1	式		9/5	10/10			■	■	■	■																	
	資機材の搬入・準備等	1	式		10/11	10/12					■																		
	足場設置工	1	式		10/13	10/25					■	■																	
	テント撤去工	1	式		10/26	11/6						■	■																
	鉄骨解体工	1	式		11/7	11/20							■	■															
	金属類等の分別・保管・搬出	1	式		10/26	11/20							■	■	■														
	片付工	1	式		11/20	12/2								■	■														
計																													
特記事項							工 事 総 合 工 程 表	<p>総合進捗率</p>	予定	5.0%	52.0%	99.0%	100.0%																
実績																													

4 施工方法

1. 施工基本方針

- 1) 「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」に従い、撤去工事を行う。
- 2) 発生する廃プラスチック類及び金属類等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。
- 3) 本工事の施工にあたっては、関係法規等を遵守し、また、設計図書及び土木工事共通仕様書、特記仕様書、工事施工規定及び契約書に基づき工事を施工する。
- 4) 設計図書において、施工上明瞭でない箇所または、疑義を生じた場合は、監督員と打ち合わせの上指示により施工する。
- 5) 工事施工にあたり、工事の目的及び趣旨を深く理解し、工事完成後その目的機能が十分に達せられるように施工する。

【全体施工フロー】



[施工手順]

その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事の施工手順は次のとおりとする。

① 資機材の搬入・準備等

- ・工事に必要な資機材を搬入する。
- ・その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事と工程調整を行い、積替え施設（上部）の撤去時期を決定する。

② 足場設置工

- ・養生足場を施設周囲に組み立てる。

③ テント撤去工

- ・足場及び高所作業車を用いて、テントの結合部の編み紐を外す。
- ・高所作業車及びクレーンにより、テントを撤去する。

④ 鉄骨解体工

- ・ニブラ仕様のバックホウ（ロングアーム）により、鉄骨を解体する。
- ・解体した鉄骨は、運搬しやすい大きさに切断し、保管する。

⑤ 金属類等の分別・保管・搬出

- ・保管しておいた金属類等をトラックに積み込み、家浦港からフェリーにて島外搬出する。
- ・撤去物は委託契約を結んだ業者にて運搬・処分する。

⑥ 片付工

- ・施設周囲に設置した養生足場を撤去する。
- ・施工場所の資機材を搬出する。

5 安全管理

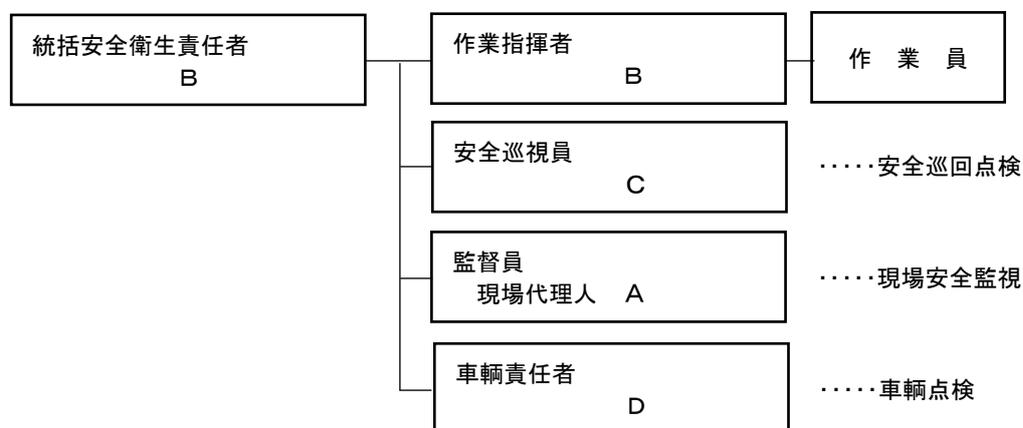
第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改訂)」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、無事故・無災害を達成することを目的として、労働安全衛生法等その他関連法規に基づき、施工時の安全管理を行う。具体的には、作業従事者の心がまえとして、安全は行動による実績及び結果の確認によってはじめて目的を達成するものであることを意識し、この趣旨を十分理解し、作業実施に際しては安全第一を念頭に置き、いかなる些細な作業においても、作業手順に反することのないように作業に取り組む。また、作業実施に当たっては、この実施計画書に基づき実行し、安全対策の取り組み状況等の結果を確認し、次の作業時に活かすなど、本工事を行うにあたり作業員が一致団結し、全工期無事故・無災害の目標達成のために努力する。

1. 安全管理組織

工事期間中は、現場内での労働災害並びに交通事故等の発生を防止するため、以下のような安全管理組織を設ける。

また、作業従事者の安全確保のため、原則として同一作業場所以外での作業は行わないが、複数の場所での同時施工を行う必要がある場合は、施工場所毎に追加の安全管理者を選任する。



2. 安全巡視員

工事期間中には安全巡視員を配置し、安全に関する巡視点検・進路調整等の工事区域全般に対して連絡を行い、安全確保に努める。

安全巡視員は作業終了後に現場内を見回り、記録する。

3. 第三者の事故防止

工事区域への侵入に対して、第三者及び一般通行車両が分かるように工事看板を掲げて十分な注意喚起を行うとともに侵入があった場合には直ちに対応する。

4. 新規入場者教育の実施

新規に入場する作業員が生ずる度、入場者教育を実施する。その目的は新しい現場で作業する作業員が作業場の環境や従事する仕事の内容・方法等に関して、正しい安全衛生等に関する知識・能力を持ってもらうことにある。

5. 朝礼・危険予知活動の実施

毎日作業開始前に職長及び作業員と共に、作業打ち合わせの伝達と作業手順等の指示徹底を行い、労働災害の防止について意識の高揚を図る。

朝礼終了後に、各作業別に危険予知活動を行い当日の危険箇所・危険作業について確認をする。

6. 安全教育の実施

本工事の施工に際して、現場に必要な安全対応や訓練等を作業員全員の参加によって月当たり半日以上で、次の項目から選択して行い報告する。

- ・安全活動のビデオ等による視覚資料による教育
- ・本工事の内容の周知徹底(工事概要)
- ・本工事現場において予想される事故対策(月別安全・工程計画)
- ・一時的な水害対策に関すること。
- ・安全に関する基本的事項に関すること。
- ・交通災害防止に関すること。(ドライバーの危険予測チェックなど)
- ・重機災害防止に関すること。(用途外使用による事故など)
- ・飛来落下災害防止に関すること。(足場組立の施工手順の確認など)

7. 新型コロナウイルス感染症への対策

アルコール消毒やマスクの着用等、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改定)」に則り対応し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

8. 有資格者及び作業主任者一覧

重機の使用等の本工事の実施にあたり必要となる有資格者及び作業主任者を以下に示す。

有資格者一覧

有資格者	資格名	会社名
D	車両系建設機械運転者	(株)トミウン
E	車両系建設機械運転者	(株)トミウン
F	移動式クレーン運転者	(株)トミウン
G	小型移動式クレーン運転者	(株)トミウン
E	玉掛け作業	(株)トミウン

作業主任者一覧

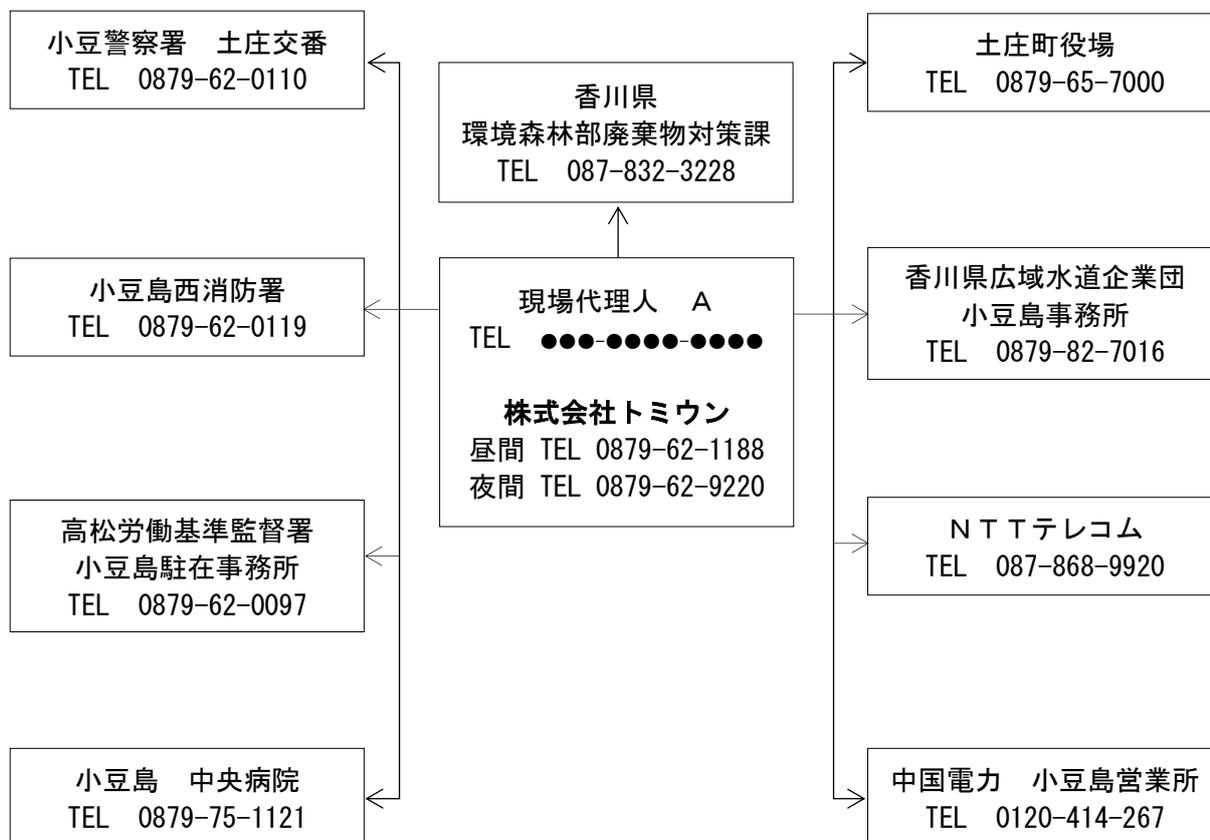
有資格者	資格名	会社名
D	足場組立等作業主任者	(株)トミウン

6 緊急時の体制及び対応

緊急時には以下の図に示すように、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル(令和2年8月28日改訂)」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

緊急時の連絡系統



休日・夜間連絡先

緊急時出動可能人員

緊急時出動可能機械

主要資材備蓄

現場代理人 A TEL ●●●-●●●●-●●●●

社員 3名、普通作業員 3名

船外機船 (50ps) 1隻、0.1m³級バックホウ 1台、2t ダンプカー 1台

土のう袋 200袋、ブルーシート 5枚、番線 20kg

7 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に従う。

作業員の行動等に対して

- 1) 場内の整理整頓に努め、ごみ箱等を設置し場内で発生するごみの散乱を防ぐ。
- 2) 不必要な機械の運転をできる限り少なくするよう努め、また、アイドリングストップ運動を励行する。

騒音・振動対策

- 1) 工事施工中は、重機その他の機械による騒音、振動を極力抑えるよう努める。
- 2) 工事の円滑化を図るとともに、現場管理等に留意し、不必要な騒音・振動を発生させないよう努める。

水質汚濁対策

- 1) 重機、発電機の油漏れを確認するなど、降雨時の表流水の汚染等のないように、重機オペレーター並びに作業員に点検等の指導を徹底する。

防塵対策

- 1) 資材搬入等の工事作業所出入り口及び運搬経路は、土埃等の発生源となるため、必要に応じて散水や道路清掃を行い、近隣に粉じん等の被害が出ないようにする。
- 2) 工事車両等の通行により、町管理道路等、運搬経路が汚れた場合は、速やかに清掃する。

8 廃棄物への対応と対策

1) 「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン(令和4年3月11日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル(令和4年3月11日改訂)」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル(令和4年3月11日策定)」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、下記の対象ごとに秤量し、記録を残す。

表 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類

2) 現場内で発生するごみは、分別用のごみ箱を設置し適切な処置を行う。

3) その他、一般のごみについては公共(自治体等)の処理・分別方法に従って対応する。

9 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、工事現場のイメージアップとして次の項目について実施する。設置期間は工事開始から完了までとする。

工事中の作業区域内環境の整備

- 1) 現場関係者のために位置を表示する案内看板を設置する。
- 2) 工事区域内の現場関係者以外の立入りを禁止するため、見やすい表示板・標識・看板の設置及び、バリケード・照明設備等の設置を行う。なお、使用する資材については、交通安全及び現場の美装化等を考慮しその選定を行う。
- 3) 工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散しないように作業開始時及び終了時並びに定期的に工事区域内を整理整頓する。
- 4) 工事現場においては、第三者に不快感を与えるような作業環境及び服装・言動・態度のないように常に配慮する。
- 5) 工事現場の重機・機械・工具類は、毎日作業終了後定められた位置（物置小屋等）に整頓する。
- 6) 工事資材は、一時仮置場所・保管場所を定め種類・サイズ別に整理整頓し、使用に備える。

衛生環境の整備

- 1) 工事現場にはごみ箱・吸い殻入れ等を設置し、当該対象物が散乱しないようにする。
- 2) 工事事務所・休憩所やトイレ前には消毒液を設置するなど、コロナ対策を踏まえた衛生面の環境に留意する。

工事現場内の環境整備

- 1) 作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、整頓に努める。
- 2) 工事区間は分かりやすい工事標識等を設置することにより、見学者及び第三者に注意を促す。

10 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画(令和4年3月11日改訂)」に従い、下表の項目に分けて集計する。

表 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

11 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル(令和3年3月25日策定)」に従い、次のとおり行う。

1 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法

1. 撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すこととし、その保存期間は5年とする。
2. 撤去等の作業着手前の現況写真、作業中の工程写真及び進捗写真、作業完了後の竣工写真を撮影することとする。
3. 払出し・処理委託先の処理状況等についても必要に応じて確認し、保管・活用することとする。

2 情報公開の範囲

1. 豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関し、原則として下記に示す情報を公開することとする。
 - (1) 撤去等の工程に関する情報
 - (2) 施設の撤去等に係る環境計測に関する情報
 - (3) 検討会等に関する情報
 - (4) その他必要と思われる事態が生じた場合における必要情報

3 情報公開の手法等

1. 各種情報の公開は、インターネットのホームページを用いることを基本とし、関係者との定期的な会議等も活用することとする。
2. 関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得ることとする。

その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事に関する実施計画書(案)の概要

1. 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である「共創」の思想で実施する。これまでの姿勢を踏襲し、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものである。

2. 工事概要

その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事については、「令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要（⑥第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり、施工する。

撤去工事伴う廃棄物と数量は以下のとおりである。

表1 撤去対象物及び発生する廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
⑥-1-2	コンクリート基礎	670 t	コンクリート塊
⑥-1-3	トラックスケール	6 t	金属類
⑥-4-2	アスファルト舗装	1,160 t	アスファルト・コンクリート塊
	路盤材	2,200 t	—

3. 工事工程表

その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事と工程調整を行い、令和5年3月中旬までに完了させる。

表2 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間 (R4.9~R5.3 予定)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		◆					
構造物撤去工							
アスファルト舗装撤去工		←---→					
路盤材撤去工			←---→				
コンクリート構造物撤去工			←---→				
トラックスケール撤去工						←→	
コンクリート塊等の分別・保管・搬出		←---→					
整地工		←---→					
片付工（書類の整理等）							◆

4. 施工方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」等に従い、撤去を行う。

バックホウにて、アスファルト舗装及び路盤材を撤去し、積替え施設（下部）のコンクリート基礎や周辺の水路構造物を撤去し、最後にトラックスケールを撤去する。路盤材等を撤去した範囲を、TP+5.0mの高さと排水勾配を確保した形に整える。なお、雨水排水路として利用するため、住民から残置の要望があった豊島のこころ資料館横の側溝については撤去せずに存置する。

発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。

アスファルト舗装下の路盤材は、町道神子浜線の路盤修繕材や、豊島内の一般廃棄物最終処分場の工事用道路の路盤材として有効利用する。

施工手順の概要を図1に示す。

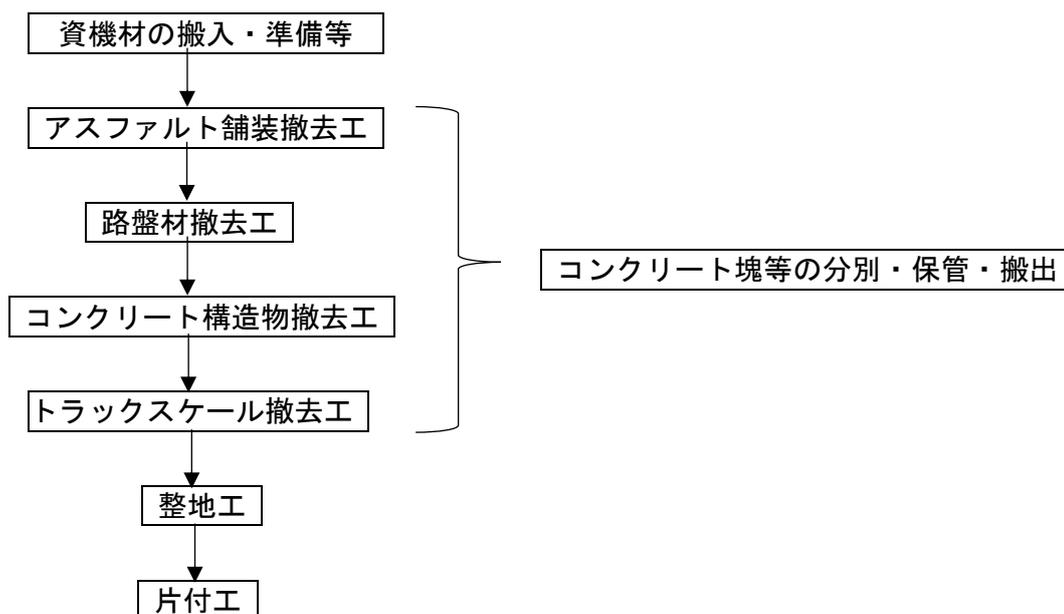


図1 施工手順の概要

5. 安全管理

「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン（令和3年5月21日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル（令和3年5月21日改訂）」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応（令和4年2月24日改訂）」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上の安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行う。また新規入場者が生じた場合には、その都度、新規

入場者教育を行い、安全管理に努める。

アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策を行う。また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

6. 緊急時の体制及び対応

緊急時には、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル（令和2年8月28日改訂）」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

7. 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル（令和3年5月21日改訂）」に従い行う。

8. 廃棄物への対応と対策

施設撤去廃棄物等の分別・保管及び搬出にあたっては、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン（令和4年3月11日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル（令和4年3月11日改訂）」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、表3の対象ごとに秤量し、記録を残す。処分先は再資源化施設等とし、再生利用を図る。

表3 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊
	アスファルト・コンクリート塊
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類

9. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、見やすい表示板・標識・看板を設置することや工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散することがないように作業終了時及び定期的に工事区域内を整理整頓しながら工事施工を行う。また、現場内にごみ箱・吸い殻入等を設置し、当該対象物が散乱しないようにするなどを行う。

10. 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」の環境負荷の計測に関する規定に従い、実施する。

表4の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計する。

表4 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

11. 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従い、実施する。

その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事に関する

実施計画書(案)

令和4年10月

三和運送有限公司

目 次

1	工事の基本方針	1
2	工事概要	2
3	工事工程表	3
4	施工方法	4
5	安全管理	7
6	緊急時の体制及び対応	10
7	環境保全対策	11
8	廃棄物への対応と対策	12
9	現場作業環境の整備	13
10	環境負荷項目の計測と集計方法	14
11	情報の収集・整理及び公開	15

1 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である先端技術を活用し「共創」の理念で実施するため、これまでの豊島廃棄物等処理事業における姿勢を踏襲し、以下に示す「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものとする。

1. 地域住民の安全・安心・健康への配慮と周辺環境の保全

事業遂行に当たっては地域住民の安全・安心・健康へ配慮し、コロナウイルスの感染予防や島内運搬時の交通安全等に万全を期す。

また、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響に加え、海水の濁り等を防止・抑制するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、その保全を図る。

2. 撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保

撤去等における作業環境の整備や撤去等に伴う粉じん等の発生抑制・飛散防止を図るとともに、その状況の測定・確認や作業環境測定等に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定し、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期す。

3. 撤去等の工程全体におけるB A T (Best Available Techniques) の適用

撤去等の工程全体にB A Tを適用し、実施可能な最善の技術・手法・体制等を採用する。

4. 施設の解体に先立つ清掃・洗淨の徹底

解体に先立って対象物の十分な清掃・洗淨を実施し、解体撤去における周辺環境の保全や作業従事者の安全等並びに施設撤去廃棄物等（施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう）の有効利用に資する。

5. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現

施設撤去廃棄物等については、資源化を原則とし、現場で分別したうえで有効利用を図る。

6. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現

的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じてより一層の理解と信頼を得る。

2 工事概要

その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事については、「令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要（第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり、施工する。

工事名 その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事

工事場所 小豆郡土庄町豊島

工期 自 令和4年9月9日

至 令和5年3月10日

発注者 香川県環境森林部廃棄物対策課 TEL 087-832-3225

受注者 三和運送有限会社 TEL 0879-67-2201

工事内容 構造物撤去工 1 式
積替え施設 1 式
処分地内道路部 1 式

表 撤去対象物及び工事に伴う廃棄物と数量

施設番号	撤去対象物	概算重量	発生する廃棄物
⑥-1-2	コンクリート基礎	670 t	コンクリート塊
⑥-1-3	トラックスケール	6 t	金属類
⑥-4-2	アスファルト舗装	1,160 t	アスファルト・コンクリート塊
	路盤材	2,200 t	—

3 工事工程表

工事番号 _____
 工事名 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 西海岸構造物撤去工事
 工期 自 令和4年9月9日 至 令和5年3月10日

住 所 小豆郡土庄町大部甲3246-32
 受注者 三和運送有限会社
 氏 名 代表取締役末長治

工種	種別 (細別)	数量	単位	金額 (千円)	着工日	完了日	日標準 作業量	進捗率 (%)	9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		備考	
									5	10	15	20	25	10	20	10	20	10	20	10	20	10		20
工 程 計 画 実 績 表	実施計画書等の作成等	1	式		9/9	10/10			■	■	■													
	資機材の搬入・準備等	1	式		10/11	10/12				■														
	構造物 撤去工	アスファルト 舗装撤去工	1	式		10/13	10/31				■	■												
		路盤材撤去工	1	式		11/1	11/20					■	■	■										
		コンクリート 構造物撤去工	1	式		11/20	2/10						■	■	■	■	■							
		トラックス ケール撤去工	1	式		2/1	2/10											■	■					
	運搬処 理工	分別・保管 ・搬出	1	式		10/13	2/28					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
	整地工		1	式		10/13	2/28					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
	片付工		1	式		3/1	3/10														■	■		
	特記事項							工 事 総 合 工 程 表	<p>総合進捗率</p>	予 定	2.0%	24.0%	48.0%	68.0%	78.0%	98.0%	100.0%							
							実 績																	

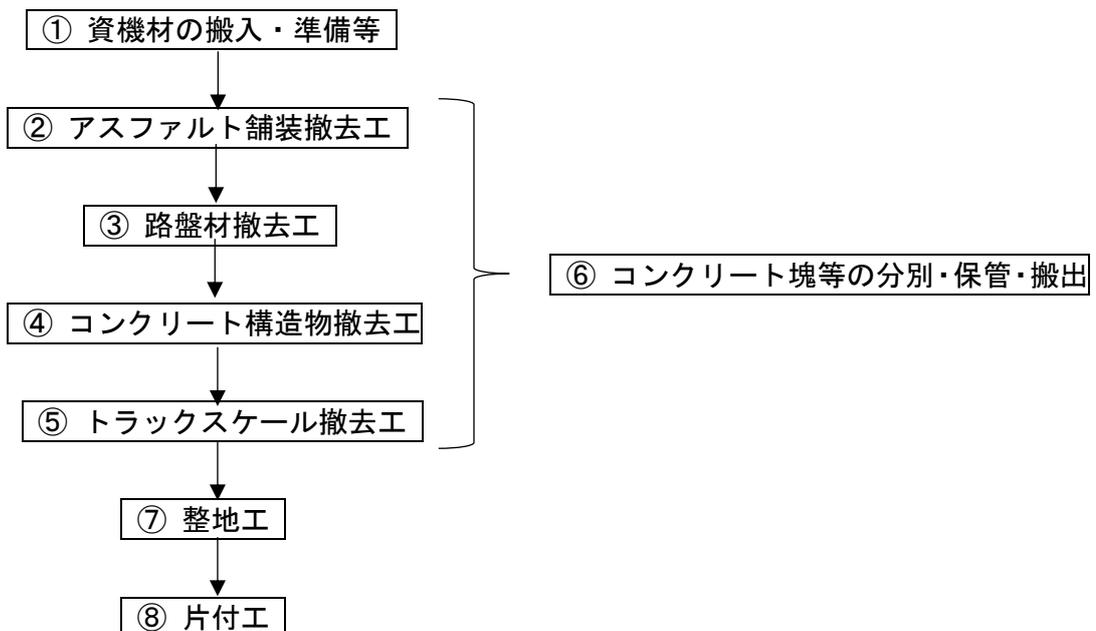
監督員
確認印

4 施工方法

1. 施工基本方針

- 1) 「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」に従い、撤去工事を行う。
- 2) 発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。
- 3) 本工事の施工にあたっては、関係法規等を遵守し、また、設計図書及び土木工事共通仕様書、特記仕様書、工事施工規定及び契約書に基づき工事を施工する。
- 4) 設計図書において、施工上明瞭でない箇所または、疑義を生じた場合は、監督員と打ち合わせの上指示により施工する。
- 5) 工事施工にあたり、工事の目的及び趣旨を深く理解し、工事完成後その目的機能が十分に達せられるように施工する。

【全体施工フロー】



[施工手順]

その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事の施工手順は次のとおりとする。

① 資機材の搬入・準備等

- ・工事に必要な資機材を搬入する。
- ・その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部））の撤去工事と工程調整を行い、積替え施設（下部）のコンクリート基礎及の撤去時期を決定する。

② アスファルト舗装撤去工

- ・処分地内道路のアスファルト舗装をバックホウにて剥ぎ取る。
- ・剥ぎ取った舗装版は、運搬しやすい大きさに小割し、保管する。

③ 路盤材撤去工

- ・アスファルトを剥ぎ取った後、路盤材をすき取り、汚染状態を確認するため搬出前に土壌汚染対策法に基づき 900m³ごとに、溶出量試験及び含有量試験を行う。

④ コンクリート構造物撤去工

- ・積替え施設（下部）のコンクリート基礎及び周辺の水路構造物を撤去する。
- ・取り壊したコンクリート塊は、運搬しやすい大きさに小割し、保管する。

⑤ トラックスケール撤去工

- ・トラックスケールを撤去し、コンクリート基礎を取り壊す。
- ・取り壊したコンクリート塊は、運搬しやすい大きさに小割し、保管する。
- ・トラックスケールについては、廃棄物等の搬出時の過積載防止のための重量確認に使用しており、各撤去工事と工程調整を行い、トラックスケールの撤去時期を決定する。なお、トラックスケール撤去後に、廃棄物等の搬出が生じた場合は、事前に調べた同種廃棄物の密度と容積の積で推定し、過積載を防止する。

⑥ コンクリート塊等の分別・保管・搬出

- ・保管しておいたコンクリート塊等をトラックに積み込み、家浦港からフェリーにて島外搬出する。
- ・撤去物は委託契約を結んだ業者にて運搬・処分する。
- ・試験の結果、汚染がないことを確認した後、路盤材については、一部を町道神子浜線の路盤材として、残りを豊島内の一般廃棄物最終処分場の資材として、有効利用する。

⑦ 整地工

- ・コンクリート構造物の撤去跡の埋戻しを行う。

- ・路盤材撤去後の地表面に対しては、不陸整正を行い、西海岸の TP+5.0m の高さで排水勾配を確保する。なお、雨水排水路として利用するため、住民から残置の要望があった豊島のこころ資料館横の側溝については撤去せずに存置する。

⑧ 片付工

- ・施工場所の資機材を搬出する。

5 安全管理

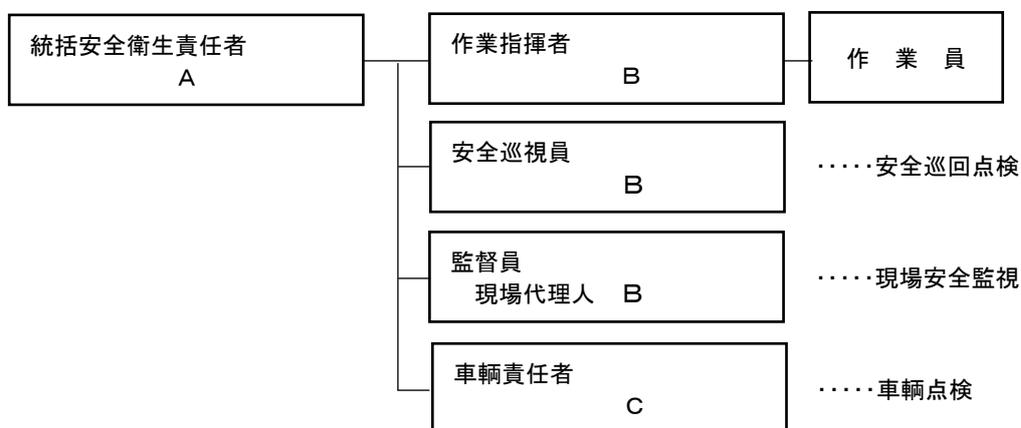
第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改訂)」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、無事故・無災害を達成することを目的として、労働安全衛生法等その他関連法規に基づき、施工時の安全管理を行う。具体的には、作業従事者の心がまえとして、安全は行動による実績及び結果の確認によってはじめて目的を達成するものであることを意識し、この趣旨を十分理解し、作業実施に際しては安全第一を念頭に置き、いかなる些細な作業においても、作業手順に反することのないように作業に取り組む。また、作業実施に当たっては、この実施計画書に基づき実行し、安全対策の取り組み状況等の結果を確認し、次の作業時に活かすなど、本工事を行うにあたり作業員が一致団結し、全工期無事故・無災害の目標達成のために努力する。

1. 安全管理組織

工事期間中は、現場内での労働災害並びに交通事故等の発生を防止するため、以下のような安全管理組織を設ける。

また、作業従事者の安全確保のため、原則として同一作業場所以外での作業は行わないが、複数の場所での同時施工を行う必要がある場合は、施工場所毎に追加の安全管理者を選任する。



2. 安全巡視員

工事期間中には安全巡視員を配置し、安全に関する巡視点検・進路調整等の工事区域全般に対して連絡を行い、安全確保に努める。

安全巡視員は作業終了後に現場内を見回り、記録する。

3. 第三者の事故防止

工事区域への侵入に対して、第三者及び一般通行車両が分かるように工事看板を掲げて十分な注意喚起を行うとともに侵入があった場合には直ちに対応する。

4. 新規入場者教育の実施

新規に入場する作業員が生ずる度、入場者教育を実施する。その目的は新しい現場で作業する作業員が作業場の環境や従事する仕事の内容・方法等に関して、正しい安全衛生等に関する知識・能力を持ってもらうことにある。

5. 朝礼・危険予知活動の実施

毎日作業開始前に職長及び作業員と共に、作業打ち合わせの伝達と作業手順等の指示徹底を行い、労働災害の防止について意識の高揚を図る。

朝礼終了後に、各作業別に危険予知活動を行い当日の危険箇所・危険作業について確認をする。

6. 安全教育の実施

本工事の施工に際して、現場に必要な安全対応や訓練等を作業員全員の参加によって月当たり半日以上で、次の項目から選択して行い報告する。

- ・安全活動のビデオ等による視覚資料による教育
- ・本工事の内容の周知徹底(工事概要)
- ・本工事現場において予想される事故対策(月別安全・工程計画)
- ・一時的な水害対策に関すること。
- ・安全に関する基本的事項に関すること。
- ・交通災害防止に関すること。(ドライバーの危険予測チェックなど)
- ・重機災害防止に関すること。(用途外使用による事故など)
- ・飛来落下災害防止に関すること。(クレーン等の施工手順の確認など)

7. 新型コロナウイルス感染症への対策

アルコール消毒やマスクの着用等、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改定)」に則り対応し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

8. 有資格者及び作業主任者一覧

重機の使用等の本工事の実施にあたり必要となる有資格者及び作業主任者を以下に示す。

有資格者一覧

有資格者	資格名	会社名
A	車両系建設機械運転者	三和運送(有)
D	車両系建設機械運転者	三和運送(有)
C	移動式クレーン運転者	三和運送(有)
A	小型移動式クレーン運転者	三和運送(有)
D	玉掛け作業者	三和運送(有)

作業主任者一覧

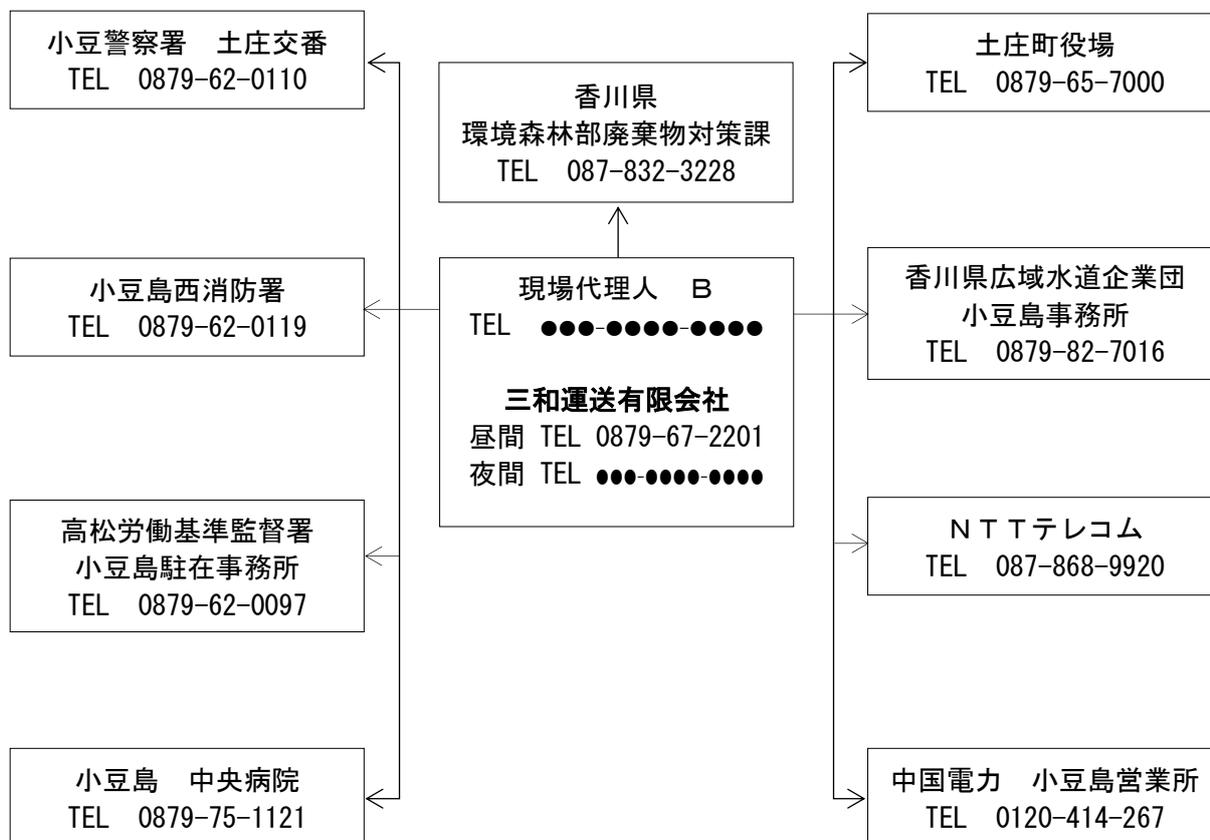
有資格者	資格名	会社名
A	地山掘削作業主任者(2m以上)	三和運送(有)

6 緊急時の体制及び対応

緊急時には以下の図に示すように、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル(令和2年8月28日改訂)」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

緊急時の連絡系統



休日・夜間連絡先

緊急時出動可能人員

緊急時出動可能機械

主要資材備蓄

現場代理人 B TEL ●●●-●●●●-●●●●

社員 3名、普通作業員 3名

船外機船 (50ps) 1隻、0.1m³級バックホウ 1台、2t ダンプカー 2台

大型土のう袋 80袋、土のう袋 200袋、ブルーシート 10枚、番線 20kg

7 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に従う。

作業員の行動等に対して

- 1) 場内の整理整頓に努め、ごみ箱等を設置し場内で発生するごみの散乱を防ぐ。
- 2) 不必要な機械の運転をできる限り少なくするよう努め、また、アイドリングストップ運動を励行する。

騒音・振動対策

- 1) 工事施工中は、重機その他の機械による騒音、振動を極力抑えるよう努める。
- 2) 工事の円滑化を図るとともに、現場管理等に留意し、不必要な騒音・振動を発生させないよう努める。

水質汚濁対策

- 1) 重機、発電機の油漏れを確認するなど、降雨時の表流水の汚染等のないように、重機オペレーター並びに作業員に点検等の指導を徹底する。

防塵対策

- 1) 資材搬入等の工事作業所出入り口及び運搬経路は、土埃等の発生源となるため、必要に応じて散水や道路清掃を行い、近隣に粉じん等の被害が出ないようにする。
- 2) 工事車両等の通行により、町管理道路等、運搬経路が汚れた場合は、速やかに清掃する。

8 廃棄物への対応と対策

1) 「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン(令和4年3月11日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル(令和4年3月11日改訂)」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル(令和4年3月11日策定)」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、下記の対象ごとに秤量し、記録を残す。

表 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊
	アスファルト・コンクリート塊
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類

2) 現場内で発生するごみは、分別用のごみ箱を設置し適切な処置を行う。

3) その他、一般のごみについては公共(自治体等)の処理・分別方法に従って対応する。

9 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、工事現場のイメージアップとして次の項目について実施する。設置期間は工事開始から完了までとする。

工事中の作業区域内環境の整備

- 1) 現場関係者のために位置を表示する案内看板を設置する。
- 2) 工事区域内の現場関係者以外の立入りを禁止するため、見やすい表示板・標識・看板の設置及び、バリケード・照明設備等の設置を行う。なお、使用する資材については、交通安全及び現場の美装化等を考慮しその選定を行う。
- 3) 工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散しないように作業開始時及び終了時並びに定期的に工事区域内を整理整頓する。
- 4) 工事現場においては、第三者に不快感を与えるような作業環境及び服装・言動・態度のないように常に配慮する。
- 5) 工事現場の重機・機械・工具類は、毎日作業終了後定められた位置（物置小屋等）に整頓する。
- 6) 工事資材は、一時仮置場所・保管場所を定め種類・サイズ別に整理整頓し、使用に備える。

衛生環境の整備

- 1) 工事現場にはごみ箱・吸い殻入れ等を設置し、当該対象物が散乱しないようにする。
- 2) 工事事務所・休憩所やトイレ前には消毒液を設置するなど、コロナ対策を踏まえた衛生面の環境に留意する。

工事現場内の環境整備

- 1) 作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、整頓に努める。
- 2) 工事区間は分かりやすい工事標識等を設置することにより、見学者及び第三者に注意を促す。

10 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画(令和4年3月11日改訂)」に従い、下表の項目に分けて集計する。

表 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

11 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル(令和3年3月25日策定)」に従い、次のとおり行う。

1 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法

1. 撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すこととし、その保存期間は5年とする。
2. 撤去等の作業着手前の現況写真、作業中の工程写真及び進捗写真、作業完了後の竣工写真を撮影することとする。
3. 払出し・処理委託先の処理状況等についても必要に応じて確認し、保管・活用することとする。

2 情報公開の範囲

1. 豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関し、原則として下記に示す情報を公開することとする。
 - (1) 撤去等の工程に関する情報
 - (2) 施設の撤去等に係る環境計測に関する情報
 - (3) 検討会等に関する情報
 - (4) その他必要と思われる事態が生じた場合における必要情報

3 情報公開の手法等

1. 各種情報の公開は、インターネットのホームページを用いることを基本とし、関係者との定期的な会議等も活用することとする。
2. 関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得ることとする。

⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事に関する実施計画書(案)の概要

1. 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である「共創」の思想で実施する。これまでの姿勢を踏襲し、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものである。

2. 工事概要

⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事については、「令和4年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書(案)の概要（④第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり、施工する。

基本計画書どおり、区画⑮の浸透池と区画D測線西側の浸透池は安全面に配慮して浅く改修した上で残置し、区画⑩及び⑯の南の浸透池は現状のまま残置し、環境基準の達成の後に撤去する。なお、「処分地の整地工事開始後における地下水浄化対策の検討（④第26回Ⅱ/4）」で審議・承認されたとおり、浸透池はリバウンド対策の実施や追加的浄化対策の再開時に揚水した地下水の放流先等として使用する。

また、導水管呑口部の改修に伴い発生する少量の金属類等については、一括して発注しているその他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事の廃棄物と合わせて適正に処理する。

3. 工事工程表

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事と工程調整を行い、令和5年3月上旬までに完了させる。

表1 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間（R4.9～R5.3 予定）						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		←---→					
構造物撤去工							
貯留トレンチ撤去工			←---→				
新貯留トレンチ撤去工			←---→				
下流側の排水路撤去工		←---→					
コンクリート塊等の分別・保管・搬出			←---→				
改修工							
導水管呑口部						←---→	
浸透池			←---→				
整地工			←---→				
片付工（書類の整理等）							←→

※ 下線は、本計画書の対象範囲を示す。

※ 本スケジュールは、一括発注した、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事の施工範囲を含めたものである。

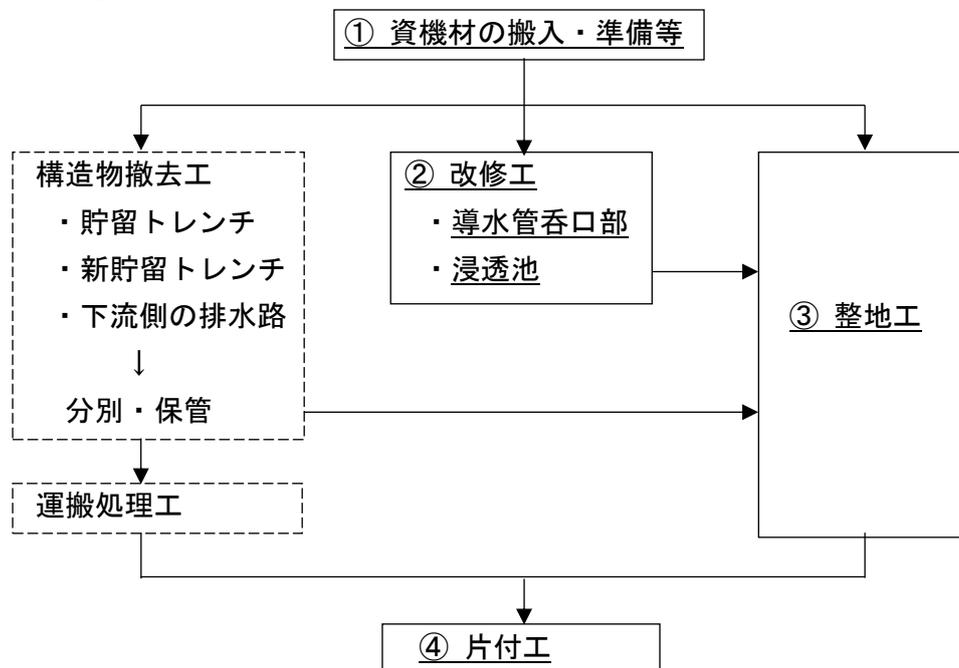
4. 施工方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」等に従い、撤去を行う。

具体的には、建設機械の移動・運搬等による締固め効果により、処分地内の浸透機能を低下させないため、北側（北海岸土堰堤側）から、順次整地を行う。整地にあたっては、北海岸土堰堤部分の盛土箇所は、敷均し及び転圧を行い、処分地内は、浸透機能を低下させないため、敷均しのみ行う。また、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事と工程調整を行い、走行ルートを決定する。なお、処分地内の走行時には、残置する観測井等に注意する。

施工手順の概要を図1に示す。

【全体施工フロー】



※ 下線は、本計画書の対象範囲を示す。

※ 破線で示した内容は、一括発注した、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事の施工範囲を示す。

図1 施工手順の概要

5. 安全管理

「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン（令和3年5月21日改訂）」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル（令和3年5月21日改訂）」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応（令和4年2月24日改訂）」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上の安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行う。また新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努める。

アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策を行う。また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

6. 緊急時の体制及び対応

緊急時には、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル（令和2年8月28日改訂）」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

7. 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル（令和3年5月21日改訂）」に従い行う。

8. 廃棄物への対応と対策

施設撤去廃棄物等の分別・保管及び搬出にあたっては、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン(令和4年3月11日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル（令和4年3月11日改訂）」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、表2の対象ごとに秤量し、記録を残す。処分先は再資源化施設等とし、再生利用を図る。

表2 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類
	石塊

※ 一括発注した、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事とあわせて集計する。

9. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、見やすい表示板・標識・看板を設置することや工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散することがないように作業終了時及び定期的に工事区域内を整理整頓しながら工事施工を行う。また、現場内にごみ箱・吸い殻入等を設置し、当該対象物が散乱しないようにするなどを行う。

10. 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」の環境負荷の計測に関する規定に従い、実施する。

表3の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計する。

表3 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

※ 一括発注した、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事とあわせて集計する。

11. 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従い、実施する。

⑩処分地の整地関連工事

（地下水の自然浄化対策の実施期間）、
その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）

及び

⑪地下水浄化関連の改修工事に関する

実施計画書(案)

令和4年10月

株式会社 田中海事

目 次

1	工事の基本方針	1
2	工事概要	2
3	工事工程表	3
4	施工方法	4
5	安全管理	6
6	緊急時の体制及び対応	9
7	環境保全対策	10
8	廃棄物への対応と対策	11
9	現場作業環境の整備	12
10	環境負荷項目の計測と集計方法	13
11	情報の収集・整理及び公開	14

1 工事の基本方針

本工事は、豊島廃棄物等処理事業の共通理念である先端技術を活用し「共創」の理念で実施するため、これまでの豊島廃棄物等処理事業における姿勢を踏襲し、以下に示す「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針(令和2年11月3日策定)」に従い実施するものとする。

1. 地域住民の安全・安心・健康への配慮と周辺環境の保全

事業遂行に当たっては地域住民の安全・安心・健康へ配慮し、コロナウイルスの感染予防や島内運搬時の交通安全等に万全を期す。

また、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響に加え、海水の濁り等を防止・抑制するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、その保全を図る。

2. 撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保

撤去等における作業環境の整備や撤去等に伴う粉じん等の発生抑制・飛散防止を図るとともに、その状況の測定・確認や作業環境測定等に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定し、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期す。

3. 撤去等の工程全体におけるB A T (Best Available Techniques) の適用

撤去等の工程全体にB A Tを適用し、実施可能な最善の技術・手法・体制等を採用する。

4. 施設の解体に先立つ清掃・洗淨の徹底

解体に先立って対象物の十分な清掃・洗淨を実施し、解体撤去における周辺環境の保全や作業従事者の安全等並びに施設撤去廃棄物等（施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう）の有効利用に資する。

5. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現

施設撤去廃棄物等については、資源化を原則とし、現場で分別したうえで有効利用を図る。

6. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現

的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じてより一層の理解と信頼を得る。

2 工事概要

⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事については、「令和4年度に実施する撤去工事に関する基本計画書(案)の概要（㊦第16回Ⅱ/6）」で審議・了承されたとおり、施工する。

基本計画書どおり、区画⑮の浸透池と区画D測線西側の浸透池は安全面に配慮して浅く改修した上で残置し、区画⑪及び⑯の南の浸透池は現状のまま残置し、環境基準の達成の後に撤去する。なお、「処分地の整地工事開始後における地下水浄化対策の検討（㊦第26回Ⅱ/4）」で審議・承認されたとおり、浸透池はリバウンド対策の実施や追加的浄化対策の再開時に揚水した地下水の放流先等として使用する。

工 事 名 その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事並びに⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事※

※ 隣接する貯留トレンチ等の撤去は、処分地の整地関連工事等と使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工管理することが効率的と判断したため、一括して発注した。

工事場所 小豆郡土庄町豊島

工 期 自 令和4年9月16日

至 令和5年3月10日

発注者 香川県環境森林部廃棄物対策課 TEL 087-832-3225

受注者 株式会社 田中海事 TEL 0879-68-2231

工事内容	整地関連工	1	式
	改修工	1	式
	導水管呑口部	1	式
	地下水浄化関連	1	式

3 工事工程表

工事番号

工事名 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地等工事

工期 自 令和 4年 9月 16日

至 令和 5年 3月 10日

請負者 住所 香川県小豆郡土庄町豊島唐櫃2526-1

商号又は名称 株式会社 田中海事

代表者氏名 代表取締役 田中友明

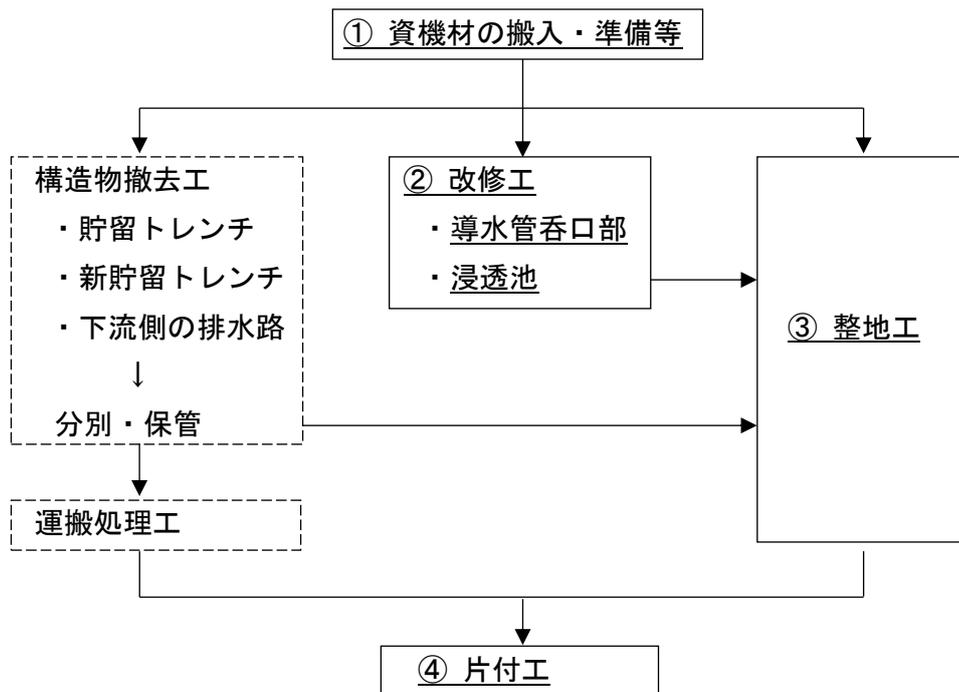
工種	種別 (細別)	数量	単位	金額	着工日	完工日	日標準 作業量	進捗率 (%)	9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	備考		
									20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10				
工程計画実績表	準備工		1.0	式		9/16	10/20			■														
	処分地内 整地工		1.0	式		11/1	2/28					■		■		■		■						
	排水構造 物工		1.0	式		2/1	2/28											■						
	構造物撤 去	外周排水路		1.0	式		12/1	2/20						■		■		■						
		処分地内進入路 の排水路		1.0	式		1/1	1/20										■						
		貯留トレンチ		1.0	式		11/21	1/24					■		■		■							
		送水管等		1.0	式		10/21	11/20			■													
		雨水排除工		1.0	式		11/21	12/31					■		■									
		井戸側		1.0	式		10/21	12/31			■		■		■									
		その他施設工		1.0	式		10/21	11/30			■		■											
		運搬処理		1.0	式		11/1	2/20					■		■		■							
		片付け 工		1.0	式		3/1	3/9																
		竣工					3/10	3/10																
		計																						
特記事項							<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 5px;">工事総合工程表</div> </div>	100																
								90																
								80																
							70																	
							60																	
							50																	
							40																	
							30																	
							20																	
							10																	
							0																	
							予定	1.6	4.2	28.2	54.1	77.2	98.1	100.0										
							実績																	

4 施工方法

1. 施工基本方針

- 1) 「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」及び「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画（令和4年3月11日改訂）」に従い、撤去工事を行う。
- 2) 発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等は、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル（令和3年3月25日策定）」に従って適切に分別保管し、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル（令和4年3月11日策定）」に基づき、豊島の島内道路を使用して家浦港からフェリーにて島外搬出し、産業廃棄物処理業者に処理委託し原則として有効利用する。
- 3) 本工事の施工にあたっては、関係法規等を遵守し、また、設計図書及び土木工事共通仕様書、特記仕様書、工事施工規定及び契約書に基づき工事を施工する。
- 4) 設計図書において、施工上明瞭でない箇所または、疑義を生じた場合は、監督員と打ち合わせの上指示により施工する。
- 5) 工事施工にあたり、工事の目的及び趣旨を深く理解し、工事完成後その目的機能が十分に達せられるように施工する。

【全体施工フロー】



※ 下線は、本計画書の対象範囲を示す。

※ 破線で示した内容は、一括発注した、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事の施工範囲を示す。

[施工手順]

⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事の施工手順は次のとおりとする。

① 資機材の搬入・準備等

- ・ 機械等の搬入に際して、事前に搬入経路及び施工場所を確認する。
- ・ 使用する機械等は、トラック及びトレーラーで搬入する。

② 改修工

- ・ 導水管呑口部は、当該箇所の整地前までにコンクリートで嵩上げする。また、当該箇所の整地にあわせて、周辺から土砂が流入しないように、周辺に袋詰め玉石を設置する。
- ・ 地下水浄化関連施設として残置する浸透池（⑪-1～3）は、地下水の自然浄化対策の実施期間中に安全な状態を保てるよう、法面を整形する。また、地下水浄化対策として追加で掘削した薬剤注入トレンチ等は、安全面に配慮し、処分地内の土砂で埋め戻す。

③ 整地工

- ・ 建設機械の移動・運搬等による締固め効果により、処分地内の浸透機能を低下させないため、北側（北海岸土堰堤側）から、順次整地を行う。
- ・ 整地にあたっては、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事と工程調整を行い、走行ルートを決める。なお、処分地内の走行時には、残置する観測井等に注意する。
- ・ 北海岸土堰堤部分の盛土箇所は、敷均し及び転圧を行う。また、法面保護として、全面に客土吹付け（肥料材のみ）を行う。
- ・ 処分地内は、浸透機能を低下させないため、敷均しのみ行う。なお、湛水箇所の埋戻しにあたっては、残置する浸透池（⑪-1～3）を活用して、排水した後に埋め戻す。

④ 片付工

- ・ 処分地内に残材等を残さないよう十分確認した上で、使用した資機材を搬出する。

5 安全管理

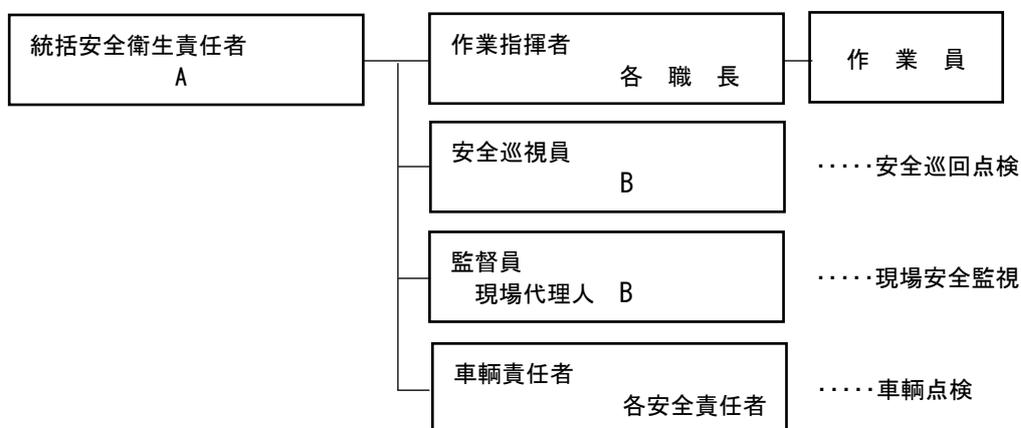
第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改訂)」等の安全確保に関する規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、無事故・無災害を達成することを目的として、労働安全衛生法等その他関連法規に基づき、施工時の安全管理を行う。作業従事者の心がまえとして、安全は行動による実績及び結果の確認によってはじめて目的を達成するものであることを意識し、この趣旨を十分理解し、作業実施に際しては安全第一を念頭に置き、いかなる些細な作業においても、作業手順に反することのないように作業に取り組む。また、作業実施に当たっては、この実施計画書に基づき実行し、安全対策の取り組み状況等の結果を確認し、次の作業時に活かすなど、本工事を行うにあたり作業員が一致団結し、全工期無事故・無災害の目標達成のために努力する。

1. 安全管理組織

工事期間中は、現場内での労働災害並びに交通事故等の発生を防止するため、以下のような安全管理組織を設ける。

また、作業従事者の安全確保のため、原則として同一作業場所以外での作業は行わないが、複数の場所での同時施工を行う必要がある場合は、施工場所毎に追加の安全管理者を選任する。



2. 安全巡視員

工事期間中には安全巡視員を配置し、安全に関する巡視点検・進路調整等の工事区域全般に対して連絡を行い、安全確保に努める。

安全巡視員は作業終了後に現場内を見回り、記録する。

3. 第三者の事故防止

工事区域への侵入に対して、第三者及び一般通行車両が分かるように工事看板を掲げて十分な注意喚起を行うとともに侵入があった場合には直ちに対応する。

4. 新規入場者教育の実施

新規に入場する作業員が生ずる度、入場者教育を実施する。その目的は新しい現場で作業する作業員が作業場の環境や従事する仕事の内容・方法等に関して、正しい安全衛生等に関する知識・能力を持ってもらうことにある。

5. 朝礼・危険予知活動の実施

毎日作業開始前に職長及び作業員と共に、作業打ち合わせの伝達と作業手順等の指示徹底を行い、労働災害の防止について意識の高揚を図る。

朝礼終了後に、各作業別に危険予知活動を行い当日の危険箇所・危険作業について確認をする。

6. 安全教育の実施

本工事の施工に際して、現場に必要な安全対応や訓練等を作業員全員の参加によって月当たり半日以上で、次の項目から選択して行い報告する。

- ・安全活動のビデオ等による視覚資料による教育
- ・本工事の内容の周知徹底(工事概要)
- ・本工事現場において予想される事故対策(月別安全・工程計画)
- ・一時的な水害対策に関すること。
- ・安全に関する基本的事項に関すること。
- ・交通災害防止に関すること。(ドライバーの危険予測チェックなど)
- ・重機災害防止に関すること。(用途外使用による事故など)

7. 新型コロナウイルス感染症への対策

アルコール消毒やマスクの着用等、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改定)」に則り対応し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

8. 有資格者及び作業主任者一覧

重機の使用等の本工事の実施にあたり必要となる有資格者及び作業主任者を以下に示す。

有資格者一覧

有資格者	資格名	会社名
B	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
C	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
D	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
E	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
F	車両系建設機械運転者	株式会社 田中海事
E	移動式クレーン運転者	株式会社 田中海事
F	移動式クレーン運転者	株式会社 田中海事
B	小型移動式クレーン運転者	株式会社 田中海事
D	小型移動式クレーン運転者	株式会社 田中海事
B	締固め機械の運転者	株式会社 田中海事
C	締固め機械の運転者	株式会社 田中海事

作業主任者一覧

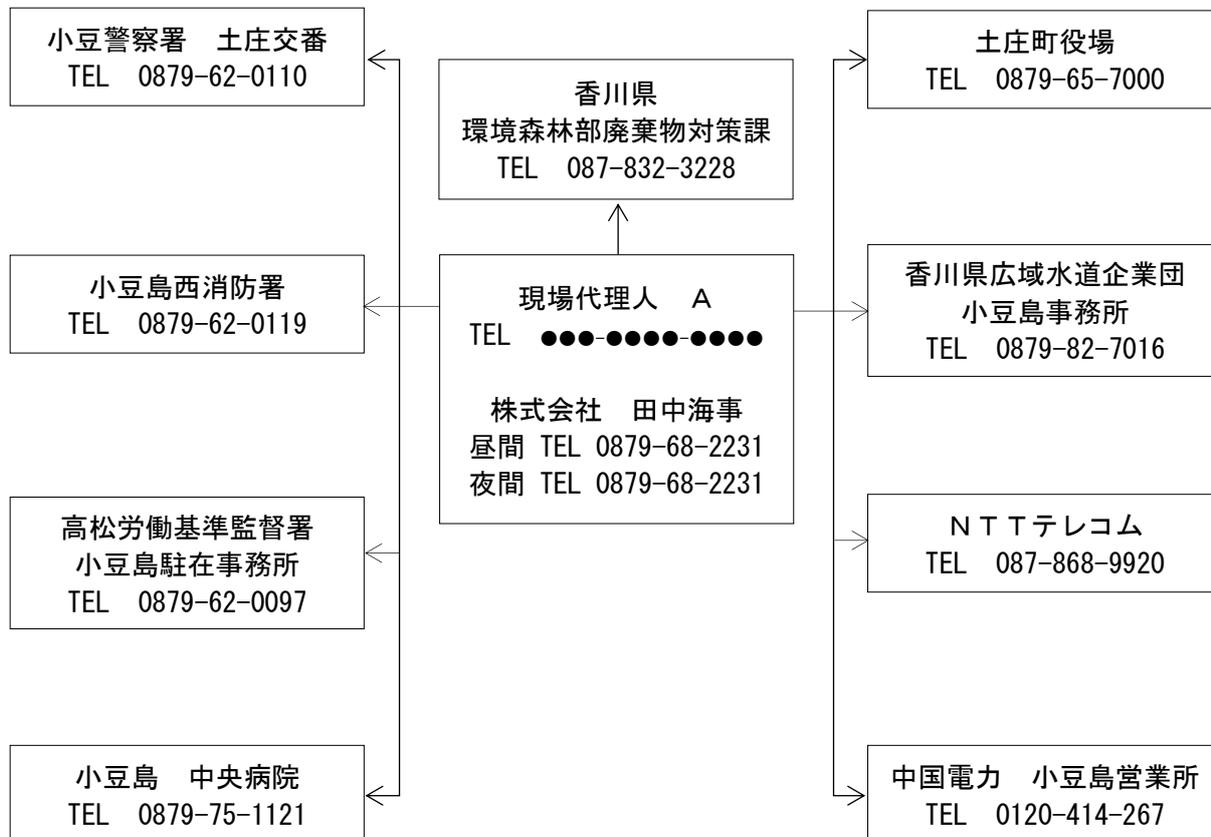
有資格者	資格名	会社名
B	地山掘削作業主任者(2m以上)	株式会社 田中海事
C	地山掘削作業主任者(2m以上)	株式会社 田中海事
B	型枠支保工組立等作業主任者	株式会社 田中海事
C	型枠支保工組立等作業主任者	株式会社 田中海事

6 緊急時の体制及び対応

緊急時には以下の図に示すように、事業者は直ちに県及び関係機関に連絡する。

なお、連絡を受けた県は、「異常時・緊急時等対応マニュアル(令和2年8月28日改訂)」に基づき、これまでと同様、委員や豊島住民会議等の関係者に連絡を行う。

緊急時の連絡系統



休日・夜間連絡先

現場代理人 A TEL ●●●-●●●●-●●●●

7 環境保全対策

「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に従う。

作業員の行動等に対して

- 1) 場内の整理整頓に努め、ごみ箱等を設置し場内で発生するごみの散乱を防ぐ。
- 2) 不必要な機械の運転をできる限り少なくするよう努め、また、アイドリングストップ運転を励行する。

騒音・振動対策

- 1) 工事施工中は、重機その他の機械による騒音、振動を極力抑えるよう努める。
- 2) 工事の円滑化を図るとともに、現場管理等に留意し、不必要な騒音・振動を発生させないように努める。

水質汚濁対策

- 1) 重機、発電機の油漏れを確認するなど、降雨時の表流水の汚染等のないように、重機オペレーター及び作業員に点検等の指導を徹底する。

防塵対策

- 1) 資材搬入等の工事作業所出入り口及び運搬経路は、土埃等の発生源となるため、必要に応じて散水や道路清掃を行い、近隣に粉じん等の被害が出ないようにする。
- 2) 工事車両等の通行により、町管理道路等、運搬経路が汚れた場合は、速やかに清掃する。

8 廃棄物への対応と対策

1) 「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン(令和4年3月11日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル(令和3年3月25日策定)」及び「第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル(令和4年3月11日改訂)」等の解体・分別に関する規定に従う。また、輸送にあたっては、「Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル(令和4年3月11日策定)」の規定に従い、実施する。

撤去する構造物の解体・分別は、建設リサイクル法に従い、下記の対象ごとに秤量し、記録を残す。処分先は再資源化施設等とし、再生利用を図る。

表 建設副産物の分類

建設副産物の種類	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊
建設廃棄物	金属類
	廃プラスチック類
	石塊

※一括発注した、その他地下水の集水・貯留・送水施設(③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ)及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設(⑦-2 下流側の排水路)の撤去工事とあわせて集計する。

2) 現場内で発生するごみは、分別用のごみ箱を設置し、適切な処置を行う。

3) その他、一般のごみについては公共(自治体等)の処理・分別方法に従って対応する。

9 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備を促進するため、工事現場のイメージアップとして次の項目について実施する。設置期間は工事開始から完了までとする。

工事中の作業区域内環境の整備

- 1) 現場関係者のために位置を表示する案内看板を設置する。
- 2) 工事区域内の現場関係者以外の立入りを禁止するため、見やすい表示板・標識・看板の設置及び、バリケード・照明設備等の設置を行う。なお、使用する資材については、交通安全及び現場の美装化等を考慮しその選定を行う。
- 3) 工事施工中は、資材・工具・機械・廃材などが風等で飛散しないように作業開始時及び終了時並びに定期的に工事区域内を整理整頓する。
- 4) 工事現場においては、第三者に不快感を与えるような作業環境及び服装・言動・態度のないように常に配慮する。
- 5) 工事現場の重機・機械・工具類は、毎日作業終了後定められた位置（物置小屋等）に整頓する。
- 6) 工事資材は、一時仮置場所・保管場所を定め種類・サイズ別に整理整頓し、使用に備える。

衛生環境の整備

- 1) 工事現場にはごみ箱・吸い殻入れ等を設置し、当該対象物が散乱しないようにする。
- 2) 工事事務所・休憩所やトイレ前には消毒液を設置するなど、コロナ対策を踏まえた衛生面の環境に留意する。

工事現場内の環境整備

- 1) 作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、整頓に努める。
- 2) 工事区間は分かりやすい工事標識等を設置することにより、見学者及び第三者に注意を促す。

10 環境負荷項目の計測と集計方法

「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画(令和4年3月11日改訂)」に従い、下表の項目に分けて集計する。

表 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考
投入	電力		kWh	
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載
排出	廃棄物	施設撤去廃棄物等	t	分別基準に従い、分けて記載
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載
	有価物		t	種別ごとに分けて記載

※ 一括発注した、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事とあわせて集計する。

11 情報の収集・整理及び公開

「第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル(令和3年3月25日策定)」に従い、次のとおり行う。

1 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法

1. 撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すこととし、その保存期間は5年とする。
2. 撤去等の作業着手前の現況写真、作業中の工程写真及び進捗写真、作業完了後の竣工写真を撮影することとする。
3. 払出し・処理委託先の処理状況等についても必要に応じて確認し、保管・活用することとする。

2 情報公開の範囲

1. 豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関し、原則として下記に示す情報を公開することとする。
 - (1) 撤去等の工程に関する情報
 - (2) 施設の撤去等に係る環境計測に関する情報
 - (3) 検討会等に関する情報
 - (4) その他必要と思われる事態が生じた場合における必要情報

3 情報公開の手法等

1. 各種情報の公開は、インターネットのホームページを用いることを基本とし、関係者との定期的な会議等も活用することとする。
2. 関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得ることとする。